

第二十九項 平成十七年五月定例会

平成十七年五月定例会概括表

6月3日	5月31日	5月27日	月日
	<p>議長就任に伴う委員辞任報告 正副委員長互選結果報告 追加議案の送付書朗読</p>	<p>議長の辞職願朗読 議長退任の挨拶 新議長就任の挨拶 副議長退任の挨拶 新副議長就任の挨拶 図書広報委員会委員の指名</p>	<p>諸般の報告・紹介 故小島明人議員に対する追悼の言葉 新議員の紹介 新任者の紹介 委員派遣要求承認の報告 監査委員及び包括外部監査人の監査報告の配付 議案の送付書及び意見書の処理結果朗読</p>
	<p>議長の選挙 副議長の選挙 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任 特別委員会委員の辞任及び選任</p>	<p>議長の選挙 副議長の選挙 第一三三三号議案 承第二号</p>	<p>選挙・指名 会議録署名議員の指名 上程議案 第一一五号議案 第一三三三号議案 承第二号</p>
<p>第一一五号議案 第一三三三号議案 承第二号</p>	<p>第一三三三号議案、 第一三五号議案 (追加)</p>	<p>第一一五号議案 第一三三三号議案 承第二号</p>	<p>質疑・一般質問・討論 の 審議 の 状 況</p>
<p>一般質問 安楽岡一雄 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本部長 高木総務担当理事 加藤農業担当理事 池田産業経済担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 長崎博幸 答弁 小寺知事 高橋警察本部長 大木環 境・森林担当理事 池田産業経済担当理事</p>	<p>議長の辞職許可 副議長の辞職許可 特別委員会の設置及び所管事項の一部変更 知事の提案説明 第一三三三号議案、第一三五号議案、原案に同意 請願の委員会付託 休会の議決</p>	<p>委員報告・議決・その他 議席の一部変更 会期の決定 知事の提案説明 休会の議決</p>	

6月14日	6月6日	
議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読		
第一一五号議案 、 第一三三号議案 承第二号 請願 議第六号議案、 第八号議案 第一三六号議案、	第一一五号議案 、 第一三三号議案 承第二号	
委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論	<p>事 川西県土整備担当理事 一般質問 伊藤祐司 答弁 小寺知事 内山教育長 高木総務担当理事 山本企画担当理事 川西県土整備担当理事</p> <p>一般質問 狩野浩志 答弁 内山教育長 福島保健・福祉・食品担当理事 大木環境・森林担当理事 池田産業経済担当理事 川西県土整備担当理事</p> <p>一般質問 大沢幸一 答弁 小寺知事 内山教育長 高木総務担当理事 福島保健・福祉・食品担当理事 大木環境・森林担当理事 川西県土整備担当理事</p> <p>一般質問 長谷川嘉一 答弁 小寺知事 高橋警察本部長 谷口病院管理者 福島保健・福祉・食品担当理事 池田産業経済担当理事</p> <p>一般質問 松本耕司 答弁 武藤教育委員会委員長 内山教育長 高木総務担当理事 福島保健・福祉・食品担当理事 川西県土整備担当理事</p> <p>一般質問 関根圀男 答弁 小寺知事 高橋警察本部長 山本企画担当理事 加藤農業担当理事 川西県土整備担当理事</p>	議案の委員会付託 休会の議決
関根圀男議員の発言の取り消し 委員長報告 第一一五号議案、第一三三号議案及び承第二号並びに各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定 議第六号議案、議第八号議案、可決		

本会議第一日(五月二十七日)

◎追悼の言葉

故小島明人議員に対する田島雄一議員の追悼の言葉

◎議席の一部変更

県議会議員前橋市区補欠選挙に伴い、着席のとおり変更することに決定

◎新議員の紹介

中島資浩議員(五月二十二日補欠選挙当選)
岩上憲司議員(五月二十二日補欠選挙当選)

◎新任者の紹介

杉森みどり県民健康科学大学長(四月一日付)
山本 明企画担当理事(四月一日付)
福島金夫保健・福祉・食品担当理事(四月一日付)
大木伸一環境・森林担当理事(四月一日付)
池田秀廣産業経済担当理事(四月一日付)

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

監査委員及び包括外部監査人の監査報告の配付

議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎会議録署名議員の指名

織田沢俊幸、田所三千男、長崎博幸の各議員を指名

◎会期の決定

会期は五月二十七日から六月十四日までの十九日間とする
ことに決定

◎議案の上程

第百十五号議案 平成十七年度群馬県一般会計補正予算(第三号)

第百十六号議案 群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例

第百十七号議案 指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

第百十八号議案 群馬県県有施設共通パスポート条例の一部を改

正する条例

第百十九号議案 群馬県税条例の一部を改正する条例

第百二十号議案 群馬県立特別養護老人ホームの設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例

第百二十一号議案 利根郡月夜野町、同郡水上町及び同郡新治村を

廃し、その区域をもってみなかみ町を設置する

処分に伴う関係条例の整理に関する条例

第百二十二号議案 群馬県農業近代化資金融通措置条例の一部を改

正する条例

第百二十三号議案 群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条

例

第百二十四号議案 群馬県収入証紙条例の一部を改正する条例

第百二十五号議案 群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例

の一部を改正する条例

第百二十六号議案 群馬県総合開発審議会条例を廃止する条例

第百二十七号議案 群馬郡倉沢村、同郡箕郷町、同郡群馬町及び多

野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する

ことについて

第百二十八号議案 渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同

郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村を廃し、

その区域をもって渋川市を設置することについ

て

第百二十九号議案 安中市及び碓氷郡松井田町を廃し、その区域を

もって安中市を設置することについて

第百三十号議案 富岡市及び甘楽郡妙義町を廃し、その区域をも

って富岡市を設置することについて

第百三十一号議案 吾妻郡東村及び同郡吾妻町を廃し、その区域を

もって東吾妻町を設置することについて

第百三十二号議案 請負契約の締結について

第百三十三号議案 財産の無償譲渡について

承 第 二 号 専決処分承認について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は予算関係一件、事件議案十九件、合計二十件
であります。

まず、予算関係であります。吾妻郡東村が実施するケーブル
テレビ施設整備について、国庫補助事業として採択されたことに
伴い、所要の補正を行うものであります。

債務負担行為の補正については、来年度以降に期間が及ぶ契約
を締結しようとするものであります。

次に、事件議案のうち主なものについて申し上げます。

第百十七号議案は、県有施設に指定管理者制度を導入するため
関係条例を改正しようとするものであります。

承第二号は、自然災害に伴う宿泊業者への緊急金融対策など、
実施時期の関係から早急に処理を要するため専決処分したものに
ついて御承認をお願いするものであります。

◎休会の議決

五月三十日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（五月三十一日）

◎議長の辞職

矢口 昇議長から辞職願が提出され、採決の結果許可された。

◎議長退任のあいさつ

◎議長の選挙

中村紀雄議員 当選

◎議長就任のあいさつ

中村紀雄議長

◎副議長の辞職

原富夫副議長から辞職願が提出され、採決の結果許可された。

◎副議長退任のあいさつ

◎副議長選挙

中沢丈一議員 当選

◎副議長就任のあいさつ

中沢丈一副議長

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎特別委員会委員の設置及び所管事項の一部変更

「人づくり」、「決算」の各委員会を廃止し、「地域活性化対策特別委員会」、「教育環境づくり特別委員会」を設置するとともに、「安全・安心なくらし特別委員会」の所管事項の一部を変更することを決定

◎特別委員会委員の辞任及び選任

設置された各特別委員会の委員並びに「安全・安心なくらし」及び「環境共生社会」の各特別委員会委員の辞任に伴う選任については、配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎諸般の報告

図書広報委員会委員について、配付の名簿のとおり指名

中村紀雄議長から議長就任に伴い、産業経済常任委員会委員

辞任の報告

各委員会の正副委員長互選の結果報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第二百二十四号議案 議員のうちから選任される監査委員の選任につ

いて

いて

第三百三十五号議案 議員のうちから選任される監査委員の選任につ

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、監査委員の選任についてであります。

これは、議会の議員のうちから選任いたしました監査委員金子泰造氏及び南波和憲氏が五月三十日に辞任されましたので、その後任者として、五十嵐清隆氏及び星野 寛氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

各議案は原案に同意することに決定

◎請願の委員会付託

五月二十日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

六月一日及び二日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第三日（六月三日）

◎一般質問（第百十五号から第百三十三号までの各議案及び承第

二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 安樂岡 一 雄

1 二十一世紀のプランの改定について

2 県民局について

3 県内景気と平成十六年度の決算見通しについて

4 群馬県の治安回復について

5 犯罪防止に向けた県警察の取り組みについて

6 学力低下について

7 指定管理者制度について

8 農業後継者の支援について

9 平成十六年度の制度融資の利用状況と平成十七年度の対応について

10 県内建設産業の総合的な支援策について

二 フォーラム群馬 長 崎 博 幸

1 三位一体改革について

2 市町村合併について

3 雇用対策について

4 重大交通事故防止対策について

5 県庁で取り組む省エネ対策について

三 日本共産党県議団 伊 藤 祐 司

- 1 知事の歴史認識について
- 2 三十人学級の拡大について
- 3 指定管理者制度導入について
- 4 自然エネルギー政策について
- 5 増田川ダムについて

伊藤祐司議員―(略)―

次に、三十人学級について、教育長に伺います。

群馬県がこの四月から実施した小学校一、二年学年の三十人学級導入を柱とした「新さくらプラン」は大変好評です。私自身、多くの教育関係者、父母からの歓迎の声を聞きました。県教育委員会が打ち出した施策の中でも近年まれに見るヒットだと言えるのではないのでしょうか。

かつて、「さくらプラン」の補助教員が付く一年生の四十人学級を担任し、今回、三十人学級の一年生を担任しているある先生は、「さくらプラン」の先生が付いてくれたときは、事務の分担や校外授業で人手が欲しいときなどとてもありがたかったけど、今回の三十人学級を経験してみると、一人ひとりの子どもに担任として目を配ることができる点で心のゆとりが全く違う。情緒不安定な子どもがキレたりしたときなども、以前なら補助の先生に対応を任せてしまう場合が多く、クラス全体としての指導としては違和感があったが、二十数人のクラスだと余裕を持って対応できる。結局、クラスの子どもの成長に責任を持って、それこそ一年間、ある意味真剣勝負していくのは担任なのだから、今回の措置

の意味は大きい」と語っていました。これは三十人学級の本質をついた評価だと思います。そして、この評価は小学校低学年にとどまるものではなく、義務教育、さらには高校教育全体にも当てはまるものではないでしょうか。

三十人学級の流れは今や全国の趨勢です。文部科学省もこの流れに押される形で学級編制基準の引き下げの検討を始めました。そこで伺います。学校教育の本来の能力を高める効果の高いこの三十人学級を、国の検討いかにかわらせず、年次計画を持って全学年に広げていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。前向きな答弁を期待いたします。―(略)―

内山征洋教育長

三十人学級の拡大についてお答えいたします。

本県では、子どもたち一人ひとりへの指導を充実させるため、小学校の低学年においては、一人の教員が担当する児童数を少なくした少人数学級が有効であり、小学校高学年や中学校においては、習熟度別、課題別等の少人数授業が有効であるとの考え方に立ち、平成十七年度の教員配置を行ってきたところであります。具体的には、小学校の第一学年及び第二学年において、二十人から三十人未満の学級を編制するとともに、その他の高学年では二十人程度の少人数授業が実施できるよう、教員や非常勤講師を配置しているところであります。

このことにより、小学校の低学年段階においては、基本的な生活習慣や学習習慣の徹底、国語や算数などの基礎学力の確実な定着を図るとともに、小学校高学年や中学校においては、習熟の程

度に応じた学習指導の充実を図るなど、義務教育九年間を見通した継続的・系統的な指導が実施できるものと考えております。県教育委員会としては、今後も市町村教育委員会と連携して、教員の効果的な配置や弾力的な活用を一層推進し、学力向上に努めたいと考えておりますが、平成十七年度をもって国の第七次教職員定数改善計画が終了することを考えると、三十人学級を全学年に拡大することは非常に難しいというふうに考えております。なお、平成十八年度以降の学級編制及び教員定数については、中央教育審議会において現在広く検討されているところであり、今後、国の動向を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

本会議第四日（六月六日）

◎一般質問（第一百五号から第三百三十三号までの各議案及び承第二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 狩野浩志

1 高速道路やインターチェンジがもたらす地域活性化等について

2 駒寄PAスマートインターチェンジ社会実験等について

3 教科書採択問題について

二 フォーラム群馬 大沢幸一

1 県民局の執行・運営について
2 国民病・花粉症対策について
3 北関東自動車道インターチェンジの名称について

三 自由民主党 長谷川 嘉一

1 国際観光への取り組みについて
2 子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置の実施について
3 大規模施設等への『自動体外式除細動器（AED）』の設置について

4 県立病院改革ヴィジョンについて
5 県立がんセンターへの歯科口腔外科の設置について

四 自由民主党 松本耕司

1 教育の現状に対する教育委員長の思いについて
2 PTA活動と学校評議員の活動について
3 養護学校高等部の設置について
4 児童相談所の再独立と現状について
5 理事制の導入について
6 本県の防災体制について
7 東毛広幹道及び北関東自動車道の進捗状況について

五 自由民主党 関根 圀 男

1 世界遺産登録推進の現況と今後の取り組みについて
2 犯罪抑止対策実施本部設置目的、対策の具体的内容及び今

- 日までの成果について
- 3 群馬県汚水処理計画の策定状況について
 - 4 本県の農業振興における今後の普及事業について
 - 5 国道462号の保美濃山地内(仮称・保美濃山トンネル含)の道路整備について

長谷川嘉一議員―(略)―

三点目、大規模施設等への自動体外式除細動器、以下、AEDという略称を使わせていただきますが、この設置についてでございます。

昨年七月一日から厚生労働省がAEDの使用を一般の人たちにも開放いたしました以来、県内の自治体や各団体がこの問題に積極的に取り組んできておりますし、このことについての新聞報道も大変多くございます。そうした中で、私自身としても、この先進国中で日本の救急救命率が際立って低いという問題については大きな問題があるという認識を持っておりますので、この辺について、解禁以来、県当局はどのように取り組んできたのか、保健・福祉・食品担当理事にお伺いしたいと思います。

また、本席には幸いそうしたものに大変造詣の深い谷口病院管理者もいらつしやいますので、この際、貴重な御提言としての御所見をあわせてお伺いいたします。(略)

福島金夫保健・福祉・食品担当理事

大規模施設等へのAEDの設置についてのうち、県の取り組みについてお答えいたします。

心室細動等の心停止患者に対する救命措置について、電気ショックで心臓機能の回復を図る「除細動」が有効であるということ、また、この電氣的除細動がより迅速に実施されるほど救命率が高いということが判明しております。特に救急現場に居合わせた者によって電氣的な除細動が速やかになされれば、より救命にとつて有効となるとされております。そこで、国においては、昨年の七月に各県に整備を要請してきているところでありました。また、AEDの使用につきましては、一般人が緊急避難的に使用する場合には医師法に違反しないとされまして、その旨があわせて通知されてきているところであります。

そこで、本県におきましては、各市町村、医療関係者に対しましてこの旨の通知をするとともに、まず県庁内を対象といたしまして、昨年八月には県庁内で一時救命措置講習会を開催しまして、県庁職員にAEDを活用した救命措置講習を実施したところでありました。また、昨年の「ねんりんピックぐんま」の開催に合わせて、AED二台を購入いたしましたので、終了後に県庁内に配備したところであります。また、これに加えて、今年度も緊急の場合すぐ出動できる医療従事者を要する十一の保健福祉事務所にもAEDを配備することとして、あわせて県民を対象にしまして緊急時に救命活動が行えますように操作方法等を学ぶ講習会も保健福祉事務所単位で開催することとしております。

なお、このようなAEDの機能に着目をいたしまして、県内の各市町村をはじめ公共施設等の大規模施設にも順次独自の整備が進められておりますが、引き続き救急医療や救急搬送の観点から設置すべき場所等も含め、関係機関と十分に協議を行ったうえで、

各種機会を捉えまして必要な整備を働きかけてまいりたいと考えております。

谷口興一病院管理者

まず、最初の御質問について、大規模施設にAEDを設置すべきという御質問、これは群馬県にとっても重要な問題であると思えます。現在、国際心肺蘇生連絡協議会というのがアメリカのダラスで開催されておりますが、これは実施法をどうすればいいかということを検討することにあるようであります。AEDの設置につきましては、高円宮の御逝去に伴って、我が国でも注目され、一般使用が始められたところでございます。

例えば愛知万博では百台が採用され、三百メートルごとに一台の割合で配置され、そして係員にはすべて心肺蘇生教育をあらかじめ行って、そして既に二名のお客が救命されたというのを聞いております。さらに、羽田空港ターミナルには五十台が設置され、また、全日空の国内線と国際線の機内にはすべて一台ずつ配置されているというところであります。年間三十万人以上の突然死があるという米国では、多くの場所にAEDを設置し、そして、蘇生教育については高校の授業の中に組み込まれていると聞いております。

御質問に結論から申し上げますと、当然配置すべきであると思えます。しかし、それには若干の課題がございますので、それについてはそれを処理していかねばならない。AEDというのはAutomated External Defibrillatorの略でございます。自動体外式除細動器でございます。専門的なことになってちよつと恐縮でござ

いますが、心臓は自ら電気を起こして、その電気を心臓全体に伝えることによって心臓を拍動し、そして全身に血液を送っております。

したがって、心臓は電気現象と機械的現象と二つを持っているわけでありまして。心肺停止直後の心臓の拍動の停止は、実際には停止しても死亡したわけではございません。電気現象はその直後では持続しております。その時点で通電をすれば、普通の人ならばほとんど一〇〇%近く心臓の拍動が再開できるのでございます。しかしながら、心肺停止後二分以内ならば救命率が九五%から九〇%と言われております。三分なら五、六〇%、五分なら一〇%以下と、AEDを直ちに使うことがいかに大切であるかということがわかります。しかし、このAEDをかける前に心肺蘇生、つまり人工呼吸と心マッサージ、リサシテーション、蘇生でござります。心肺蘇生を行っている、さらにAEDの有効性が高まる。特に二分以内の場合だと、もう一〇〇%と言われております。

前述の若干の課題の第一点は、今申し上げた心肺蘇生の教育の啓発と普及であります。第二点は、現在出されている機種が三種でございます。その中でAEDの特性、すなわち低エネルギーで二相性波形の電気を送り、そしてインピーダンス、つまり太っている人とか小さい人とか男性とか女性とか、そういうものによってインピーダンス補正通電をできるような機種を選定することが大切でございます。最後にまとめますと、AEDの設置は必要であり、心肺蘇生教育の啓発と普及が極めて大切であります。そして、さらに機種を選定を適切なものを選ぶというこの点と、それから、大規模施設に何台、そしてどういうところに設置するかという課

題がこれからの問題かと思えます。

◎議案の委員会付託

第百十五号議案から第百三十三号議案及び承第二号については、それぞれ所管の委員会に付託した。

◎休会の議決

六月七日から十日及び十三日までの五日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（六月十四日）

◎発言の取り消し

関根圀男議員の申し出に基づき、六月六日の本会議における発言のうち一部の取り消しを許可することを決定

◎第百十五号から第百三十三号までの各議案及び承第二号並びに

及び各請願を議題とした委員長報告

長谷川嘉一保健福祉常任委員長、久保田順一郎環境農林常任委員長、須藤昭男産業経済常任委員長、岩井 均県土整備常任委員長、金子隆浩文教警察常任委員長、小野里光敏総務常任委員長、岩井賢太郎地域活性化対策特別委員長、関根圀男教育環境づくり特別委員長、腰塚 誠安全・安心なくらし特別委員長、角田 登環境共生社会特別委員長から、それぞれの委員会にお

ける審査の経過及び結果について報告があった。

○久保田順一郎環境農林常任委員長（概要）

最初に、環境・森林局関係であります。平地林保護の関連では、本県平地林の現状とこれまでの施策について質疑されるとともに、その保全整備について積極的な施策の展開が要望されました。

また、森林関係では、京都議定書における二酸化炭素削減のため森林整備の現状や目標達成の見通しについて質疑されたほか、林業従事者が減少傾向にあることから、林業労働力確保のため施策について質疑がなされました。

続いて、石田川河川敷不法投棄事案に関連して、当局の認識やこれまでの対応が資されるとともに、調査によって確認された有害物質の一刻も早い除去について議論が交わされました。

続いて、農業局関係であります。まず、高崎競馬廃止に伴う旧境町トレーニングセンターの跡地について、競走馬の育成牧場としての利用を求める関係者の要望が強いことから、これに係る今後の見通しが質疑されるとともに、県当局の支援が強く求められました。

次に、食料自給率の問題に関して、本県目標の達成に向けた取り組みが質疑されるとともに、その強化が求められました。

続いて、農業改良普及事業関連では、甘楽富岡地域の多品目総合産地づくりの優良事例をもとに、今後の普及事業の展開の方向性について議論されたほか、普及指導員の確保について当局の見解が求められました。

○須藤昭男産業経済常任委員長（概要）

最初に、産業経済局関係であります。各地に残る伝統的な加工食品を産業として育成していくことに對する当局の見解が質され、地域特産物の振興に對する支援が求められました。

次に、「ガス・草津」が及ぼしている経済効果の現状と今後の予測に對しての見解が質され、県の応援が要望されました。

次に、踊り場にあると言われていた県内経済の活性化に對する当局の姿勢が質疑されるとともに、西毛地域の観光振興に對して、観光客受け入れのための施設整備への支援が求められました。

続いて、今定例会に上程されている指定管理者制度の導入議案に對して、制度導入に際しての検討経緯、選定委員会の構成、運営する事業者に對する監査体制の必要性など、多方面から質され、公平・公正な運営が求められたとともに、監査体制に對しては全庁的な課題として取り組みたい旨の意見が述べられました。

続いて、企業局関係では、主にゴルフ場と駐車場への指定管理者制度導入に對して集中的に質疑が交わされました。導入に際しての検討経緯、選定基準の基本的な考え方、導入に当たっての課題、期待される効果、導入までのスケジュールなど多岐にわたり質疑されました。

ゴルフ場に對しては、河川敷利用の制約、災害時の対応、料金設定方法、施設の整備状況が異なる現状での募集方法に對して質疑されました。

また、駐車場に對しては、施設の所有関係、指定管理者の指定の見込みや募集の仕方について質疑されました。

○小野里光敏総務常任委員長（概要）

まず、地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度が廃止されたことによる県行政への影響や、財源移譲の問題に對して質疑が行われました。

また、地方分権により、地方自らの判断が求められる中、大きな権限を移譲された県民局の役割に對して議論が交わされました。そして、前例踏襲に陥ることなく、県民のための行政判断を行うことの重要性が指摘されました。

また、難航する三位一体改革に對して、地方の姿勢をアピールする必要性に對して当局の見解が求められました。

次に、定率減税の段階的縮小が実施されることについて、その実施時期の妥当性について当局と對しての見解が求められました。

また、定率減税縮小に伴う県税の増収見込み額に對して質疑がなされるとともに、県税の滞納処理に對する取り組み状況に對して議論が交わされました。

また、指定管理者選定委員会に對して、選定委員への民間人の起用方針、そして、選定基準や落選理由の明示方針などに對して質疑がなされるとともに、女性会館における指定管理者制度導入に当たっては、透明性の確保に努めるよう要望がなされました。

次に、市町村合併に對する県としての反省点や、合併新法のもとの県の関与のあり方について当局の見解が求められました。

このほか、「県民電話相談24」の実績、「文化の芽支援事業」の趣旨・目的に對してなど、様々な観点から質疑がなされました。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第六号議案 台湾からの観光客に対する査証免除を求める意見書

議第七号議案 義務教育費国庫負担制度の現行水準の維持に関する意見書

議第八号議案 都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決

各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第三百三十六号議案 人事委員会委員の選任について
第三百三十七号議案 公安委員会委員の選任について

第三百三十八号議案 収用委員会予備委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

今回の追加提出議案は、人事委員会委員の選任、公安委員会委員及び収用委員会予備委員の選任についてであります。

第三百三十六号議案の人事委員会委員の選任については、人事委員会委員の高浦孝好氏の任期が五月十六日をもって満了となりましたので、その後任者として森田 均氏を選任しようとするものであります。

第三百三十七号議案の公安委員会委員の選任については、現委員の家崎 智氏の任期が六月三十日をもって満了となりますので、その後任者として神谷トメ氏を選任しようとするものであります。

第三百三十八号議案の収用委員会予備委員の選任については、収用委員会委員の森田 均氏が六月十日に辞任したことに伴い、土地収用法の規定により、収用委員会予備委員の武井上巳氏が六月十一日に収用委員会委員に就任したので、その後任として紺 正行氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

各議案は原案のとおり同意することに決定

◎群馬県議会顕彰状の授与並びに知事感謝状の贈呈式

・式辞

中村紀雄議長

・群馬県議会顕彰状授与 中村紀雄議長

小林義康議員（藍綬褒章受章者）

・知事感謝状贈呈 小寺弘之知事

小林義康議員（藍綬褒章受章者）

・祝辞 角田 登議員

・謝辞 小林義康議員

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案二十五件（うち可決二十五件）

議員提出議案三件（うち可決三件）

二 請願の審査状況

請願二十六件（うち採択四件、一部採択二件、審査未了一
件、継続審査十九件）

第三十項 平成十七年九月定例会

平成十七年九月定例会概括表

9月30日	9月26日	月日
	<p>議案の送付書と公営企業会計決算及び競馬組合一般会計決算の送付書並びに意見書の処理結果朗読 新任者の紹介</p>	<p>諸般の報告・紹介 議員の辞職願許可の報告 委員派遣要求承認の報告 平成一六年五月定例会から平成一七年二月定例会までの間に採択された請願の処理経過及び結果報告書 第二号を配付 監査委員の監査報告の配付</p>
<p>決算特別委員会委員の指名</p>		<p>選挙・指名 会議録署名議員の指名</p>
<p>第一三九号議案 第一六七号議案 平成一六年度群馬県公営企業会計決算及び群馬県競馬組合一般会計決算の件</p>	<p>第一三九号議案 第一六七号議案 平成一六年度群馬県公営企業会計決算及び群馬県競馬組合一般会計決算の件</p>	<p>上程議案</p>
<p>一般質問 大澤正明 答弁 小寺知事 高橋警察本部長 関根企業管理者 谷口病院管理者 福島保健・福祉・食品担当理事 加藤農業担当理事 池田産業経済担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 塚越紀一 答弁 小寺知事 内山教育長 高木総務担当理事 福島保健・福祉・食品担当理事 加藤農業担当理事 川西県土整備担当理事</p>		<p>質疑・一般質問・討論の状況 委員長報告・議決・その他 議席の一部変更 会期の決定 知事の提案説明 請願の委員会付託 休会の議決</p>
<p>一般質問 早川昌枝</p>	<p>決算特別委員会の設置</p>	

10月4日	10月3日
追加議案の送付書朗読	決算特別委員会正副委員長互選結果報告
長崎博幸議員の常任委員所属変更	
<p>第一六八号議案（追加）</p> <p>第一三九号議案</p> <p>第一六七号議案</p> <p>平成一六年度群馬県公営企業会計決算及び群馬県競馬組合一般会計決算認定の件</p>	<p>第一三九号議案</p> <p>第一六七号議案</p> <p>平成一六年度群馬県公営企業会計決算及び群馬県競馬組合一般会計決算認定の件</p>
<p>一般質問 岩井均</p> <p>答弁 小寺知事 福島保健・福祉・食品担当理事</p> <p>一般質問 金子一郎</p> <p>答弁 谷口病院管理者 高木総務担当理事</p> <p>山本企画担当理事 加藤農業担当理事</p> <p>川西県土整備担当理事</p> <p>一般質問 須藤昭男</p> <p>答弁 小寺知事 武藤教育委員会委員長</p> <p>池田産業経済担当理事 川西県土整備担当理事</p> <p>小澤食品安全会議事務局</p>	<p>答弁 小寺知事 谷口病院管理者 池田産業経済担当理事</p> <p>荻原康二</p> <p>答弁 内山教育長 高橋警察本部長 高木総務担当理事 福島保健・福祉・食品担当理事 川西県土整備担当理事</p> <p>桑原功</p> <p>答弁 小寺知事 内山教育長 谷口病院管</p> <p>理者 福島保健・福祉・食品担当理事</p> <p>大木環境・森林担当理事 川西県土整備担当理事</p> <p>星野寛</p> <p>答弁 小寺知事 内山教育長 高木総務担当理事 大木環境・森林担当理事 加藤農業担当理事 小澤食品安全会議事務局</p> <p>新井雅博</p> <p>答弁 大木環境・森林担当理事 加藤農業担当理事 池田産業経済担当理事 川西県土整備担当理事</p> <p>山本龍</p> <p>答弁 小寺知事</p>
知事の提案説明 第一六八号議案、原案に同意 議案の委員会付託 休会の議決	

1 0 月 1 7 日		
	<p>人事委員会勧告の配付 新任者の紹介 議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読</p>	
	<p>第一三九号議案 第一六七号議案 平成一六年度群馬 県競馬組合一般会 計決算認定の件 請願 議第九号議案第一 二号議案 平成一六年度群馬 県一般会計、同特 別会計歳入歳出決 算の認定の件（追 加） 第一六九号議案 （追加）</p>	
	<p>大木環境・森林担当理事 一般質問 織田沢俊幸 答弁 小寺知事 高橋警察本部長 福島保 健・福祉・食品担当理事 大木環境・森 林担当理事 加藤農業担当理事 池田産 業経済担当理事 一般質問 原 富夫 答弁 小寺知事 高橋警察本部長 高木総 務担当理事 小澤食品安全会議事務局長</p> <p>委員長報告に対する討論 伊藤祐司 一部反対の討論 南波和憲 賛成討論及び第一四二号議案 に対する反対の討論</p>	
	<p>議会運営委員長報告 知事の答弁中の発言について委 員長告のとおり取り消すことを 決定 委員長報告 第一四二号議案、否決 第一三九号議案、第一四一號議 案、第一四三號議案、第一六七 号議案及び平成一六年度群馬県 競馬組合一般会計決算並びに各 請願は、委員長報告のとおり可 決、認定及び決定 議第九号議案、議第一二号議 案、可決 特定事件の継続審査 知事の提案説明 決算認定の特別委員会付託 第一六九号議案、原案に同意</p>	

本会議第一日（九月二十六日）

◎諸般の報告

八月二十三日付をもって石関貴史議員から議員の辞職願が提

出され、許可したことを報告
委員派遣要求承認の報告

平成十六年五月定例会から平成十七年二月定例会までの間
に、採択された請願の処理経過及び結果報告書第二号を配付

監査委員の監査報告の配付

議案の送付書と公営企業会計決算及び競馬組合一般会計決算の送付書並びに意見書の処理結果を職員が朗読

第百四十二号議案

群馬県副知事の定数に関する条例

第百四十三号議案

群馬県市町村合併審議会条例

第百四十四号議案

群馬県退職一時金等を受けたことのある者に係る普通年金又は遺族年金の年額の特例に関する条例

◎議席の一部変更

石関貴史議員の辞職に伴い、着席のとおり変更することに決定

第百四十五号議案

群馬県国民健康保険調整交付金条例

第百四十六号議案

群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

◎新任者の紹介

青木次男公安委員会委員長（七月四日付）

神谷トメ公安委員会委員（七月一日付）

森田 均人事委員会委員（六月二十七日付）

第百四十七号議案

群馬県県税条例の一部を改正する条例

第百四十八号議案

法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

第百四十九号議案

群馬県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

◎会議録署名議員の指名

中島 篤、長谷川嘉一、黒沢孝行の各議員を指名

第百五十号議案

群馬県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

◎会期の決定

会期は九月二十六日から十月十七日までの二十二日間とすることに決定

第百五十一号議案

群馬県営住宅設置条例の一部を改正する条例

第百五十二号議案

公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

◎議案の上程

第百三十九号議案 平成十七年度群馬県一般会計補正予算（第六号）

第百四十号議案 平成十七年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第一号）

第百五十三号議案

群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例

第百五十四号議案

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

第百五十五号議案

群馬県警備業法関係手数料条例の一部を改正する条例

第百四十一号議案 平成十七年度群馬県病院事業会計補正予算（第

第百五十六号議案

群馬県核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

一号）

制に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

第百五十七号議案 拡声器による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

第百五十八号議案 群馬病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第百五十九号議案 群馬県シンフォニーホールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

第百六十号議案 土地改良法第九十条の規定による市村の負担について

第百六十一号議案 独立行政法人水資源機構法第二十六条の規定による市町の負担について

第百六十二号議案 旧農用地整備公団法第二十七条の規定による市町村の負担について

第百六十三号議案 請負契約の締結について

第百六十四号議案 請負契約の締結について

第百六十五号議案 請負契約の締結について

第百六十六号議案 工事委託契約の締結について

第百六十七号議案 損害賠償の額を定めることについて

平成十六年度群馬県公営企業会計決算の認定について

平成十六年度群馬県競馬組合一般会計決算の認定について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

本日提出いたしました九月定例県議会の議案の概要について御

説明申し上げます。

今回の提出議案は、予算関係三件、事件議案二十六件、決算認定二件、合計三十一件であります。

まず、予算関係であります。

県内景気は、輸出に下げ止まりの兆しがうかがえるほか、内需も増加しているなど、全体として回復を続けております。他方、業種により景気回復をなかなか実感できない中小企業があることも承知しております。

このような中で、県の財政は県税収入が平成十五年度に底を打ち、平成十六年度決算では二年ぶりに二千億円台を回復することができました。今年度も、現時点では当初予算計上額を確保できる見通しであります。しかしながら、県税の主要な税目である法人関係税においては、依然として不良債権の処理や時価会計に伴う評価額の処理を必要とする企業もあり、企業収益の回復が直ちに税収の回復に結びつく状況にはありません。さらに、地方交付税や臨時財政対策債も当初見積もりどおりの大幅な減額となっております。依然として厳しい状況にあります。

そこで、今回の九月補正では、一、制度融資などの緊急に対応が必要な事項について予算措置を行う。二、三位一体の改革の影響を受け、支障が生じている事業について緊急に対応する。三、既決予算の見直しにより経費の節減を図るとともに、減額が可能な事業は減額し、財源を確保する。この三つを基本方針として補正予算を編成いたしました。

次に事件議案であります。主なものについて申し上げます。

第百四十二号議案は、副知事を二人まで設置できるようにしよ

うとするものであります。副知事問題については、約二年間、県議会の各会派と誠心誠意話し合いを進めてまいりました。しかし、今日まで副知事が不在という状態が続いています。私は、二年前の議会で否決されたことを重く受けとめています。そして、その後、いろいろな議会の声、県民の声を考慮に入れ、熟慮に熟慮を重ねたうえで私が考え得るぎりぎりの打開策として新しい提案をするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

第四百十三号議案は、市町村の合併の特例等に関する法律第六十条第一項の規定に基づき、群馬県市町村合併審議会を設置しようとするものであります。

このほか、平成十六年度の群馬県電気事業会計ほか五企業会計の決算並びに群馬県競馬組合の決算を提出いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

◎請願の委員付託

九月十六日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託した。

◎休会の議決

九月二十七日から二十九日までの三日間は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（九月三十日）

◎特別委員会の設置及び委員の選任
決算特別委員会を設置することを決定し、配付名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎一般質問（第三百三十九号から第六百六十七号までの各議案、平成十六年度群馬県公営企業会計決算認定及び群馬県競馬組合一般会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 大澤 正明

- 1 平成十七年九月補正予算について
- 2 理事及び県民局の活動状況について
- 3 尾瀬保全対策と尾瀬保護財団の十年の歩みについて
- 4 群馬大学の重粒子線治療施設設置について
- 5 医師の確保について
- 6 新たな経営安定対策と麦生産について
- 7 平成十七年度の制度融資の利用状況と今後の対応について
- 8 建設産業再生支援の取り組み状況について
- 9 犯罪情勢と治安回復に向けた今後の取り組みについて
- 10 上武国道の高速化について
- 11 企業局における経営改革について

二 フォーラム群馬 塚 越 紀 一

- 1 教育問題について
- 2 指定管理者制度について

- 3 公共施設の雨水利用の推進について
 - 4 農業用排水路における小水力発電の推進について
 - 5 介護保険制度改革について
 - 6 群馬県副知事の定数に関する条例について
- 三 日本共産党県議団 早 川 昌 枝
 - 1 憲法九条改悪の動きについて
 - 2 大型店の出店と中心商店街の活性化、まちづくりについて
 - 3 県立がんセンターにおける検査システムについて

大澤正明議員―(略)―

次に、尾瀬保全対策と尾瀬保護財団の十年の歩みについてお伺いします。

尾瀬では、今、湿原が一面に色づく草もみじが広がり、周囲の山々ではブナやタケカンバ、ナナカマドなどが赤く、また黄色く色づき、訪れる人々を魅了していることと思います。枝は大自然が悠久とも思える長い時間をかけてつくり上げた生態系の上に成り立っており、学術的にも非常に貴重なものであると聞いておるところであります。

去る八月十八日に片品村で開催された「夏の思い出」音楽祭の様子と尾瀬の映像がNHKで放送され、懐かしいメロディーとともに、尾瀬の美しい自然に改めて感銘を受けたところでもあります。平成七年、本県をはじめとする地元自治体、事業者及び研究者など多くの関係者によって尾瀬保護財団が設立され、今年で満十年を迎えたところであります。財団は、入山者へのマナー啓発や

植生復元、ビジターセンターや公衆トイレの維持管理などを行い、尾瀬の保全に着実な成果を上げ、何よりも関係者の話し合いの場として大きな役割を果たしてきたところでもあります。

本年十一月には、ウガンダで開催される国際会議において、世界的に重要な湿地を保全するラムサール条約に尾瀬が登録されるようであります。また、今年の尾瀬サミットでも話題になった、「尾瀬」を単独で国立公園の名称に使用にすることにつきましても、新聞等で活発な議論を呼んでおるところであります。尾瀬は、自然が長い年月をかけてつくり上げてきた繊細で貴重な自然の宝庫であります。そうした尾瀬の自然を守り、後世に伝えていくため、県では群馬県尾瀬憲章を制定し、尾瀬保全のための様々な取り組みを行ってきたところであります。

そこで、尾瀬保護財団とともに歩んだこの十年の取り組みを振り返るとともに、将来に向けての展望及び決意を知事にお伺いたします。―(略)―

小寺弘之知事―(略)―

尾瀬保全対策、そして尾瀬保護財団の十年の歩みについて申し上げます。

悠久の時をかけて生まれた尾瀬にとって、十年という歳月は極めて短いものであります。この尾瀬保護財団設立以来、この十年の歩みを振り返りますと感慨深いものがございますし、我が国の環境行政の進展にひとつの足跡を残したということは言えるかと思えます。

状況も変わってきておりましてこの財団設立当時は、年間六十

万人を超える入山者が尾瀬を訪れました。皮肉なことに、尾瀬保護財団を設立した途端に尾瀬が脚光を浴びまして、逆に入山者が急に増えてしまったというようなこともあるんだと思いますし、いろんな要素があると思うんですが、急に集中的に増えたということ、オーバーユースの問題が課題となりました。

しかし、昨今では入山者数が三十万人台と、かつての半分ぐらいに減少をしていくということ、中高年の方々がその大半を占めておりまして、若い世代への尾瀬の魅力をいかに伝えていくのかも新たな問題となっております。

そして、国立公園は保護すると同時に、多くの国民にそこを楽しんでもらい、自然と親しみ、環境のことも知ってもらおうという意味もあるわけでありまして。そしてまた、地元の村にとつても、これは広い意味での重要な観光産業のひとつの目玉でもありまして、その辺の方途、それから利用ということの調整を考えていかなければならない時代にも来ております。

尾瀬保護財団とともに歩んだこの十年間の取り組みであります。尾瀬においては、多くの関係者が同じテーブルについて尾瀬のあり方を議論する。そして、国や自治体、事業者がそれぞれ行ってきた尾瀬の保護・管理を一元的に実施していくことが重要だと考えて設立したところであります。

まず、平成四年に福島県の佐藤知事、そして新潟県の金子知事

——これは本県出身の知事さんでありましたけれども——に呼びかけたのをきっかけといたしまして、国立公園管理の新たな手法であり、自治体の広域連携の先駆けとなった尾瀬保護財団が設立されたのであります。これは別に環境省からいわゆる指導

といえますか、つくれと言われてつくったものでもなくて、並列的な三県が中心となって自主的につくるということとはなかなか難しいことであり、我が国の地方自治にとつても画期的なことであったと思っております。

財団は、これまで入山者への啓発活動をはじめ、至仏山の保全、ごみ処理及びクマ対策などの様々な取り組みを行いまして、大きな役割を果たしてきたと思っております。群馬県としても財団を支援するとともに、木道やビジターセンターの整備、そして福島、新潟、群馬の三県の子どもによる尾瀬子どもサミットなども開催いたしました。財団と二人三脚で尾瀬の保全に取り組んできております。

次に、将来に向けての展望と決意であります。ラムサール条約の登録ということを契機といたしまして、国際的にもこれは非常に重要な湿地であるということが認められてきております。尾瀬の保全に力を入れていくとともに、知名度の高い「尾瀬」という名称をわかりやすく国立公園の名前に入れてもらうように、実は関係者に働きかけております。私も最初、尾瀬でありますから、当然尾瀬国立公園という名前だと思っておりましたら、何と、日光国立公園という名前しかついていなくて、その中に尾瀬地区とというのがあるわけでありまして、やはり国立公園の名前というのは、国民にわかりやすく示す方がいいのではないかとということで、こういう働きかけをしております。

尾瀬のすばらしい自然を今後五十年、百年と後世に伝えていくことはもちろん、地球環境保護という見地から、自分たちは何をなすべきかという、そういうことを問う環境教育の場として尾瀬

を位置づけていくことも大きな意義があると考えております。
尾瀬の自然を守り、子どもたちに、そしてさらに次の世代へと
伝えていくことは、我々に課せられた使命であります。県として
も、財団をはじめ、そして多くの地元の方や関係者が多くいらっ
しやるわけでございます。これらの皆様とお互い協力しながら、
この使命を達成してまいりたいと思っております。

本会議第三日（十月三日）

◎諸般の報告

決算特別委員会の正副委員長互選の結果報告

◎一般質問（第三百三十九号から第六十七号までの各議案、平成
十六年度群馬県公営企業会計決算認定及び群馬県競馬組合一般
会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般
質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 萩原康二

- 1 指定管理者制度導入について
- 2 教科書採択について
- 3 学校現場における要支援問題と対策について
- 4 不法滞在者に対する県警の認識と今後の対策について
- 5 無医地区の状況とへき地医療対策について
- 6 公共事業費の減少と県の予算配分の考え方について

7 地元問題について

二 フォーラム群馬 桑原功

- 1 愛県債について
- 2 行政文書・古文書の保存方法について
- 3 汚水処理施設の整備拡大とディスプレイに対する取り組
みについて
- 4 児童虐待への対応について
- 5 自治体病院の再編について
- 6 外来植物対策について

三 自由民主党 星野寛

- 1 近年の尾瀬の状況と今後の利用について
- 2 県産材センター開設による県内森林・林業・木材産業への
波及効果について
- 3 尾瀬国体と県民局について
- 4 残留農薬等のポジティブリスト制導入に向けた取り組みに
ついて
- 5 副知事二人制について

四 自由民主党 新井雅博

- 1 アスベスト対策について
- 2 群馬の環境教育について
- 3 魚のすみよい河川環境づくりについて
- 4 ザスパ草津の不正に係る対応について

五 自由民主党 山 本 龍

1 知事の県政運営について

荻原康二議員―(略)―

次に、県土整備担当理事にお伺いいたします。

昨年九月議会において、私は小寺知事に次のような質問をいたしました。一つ、県発注の公共工事の現在の数字をどのように考えられておられるか、二つ、今後の公共工事の推移する方向とあるべき姿をどのように考えておられるのかという内容のものです。

知事は、「国の財政再建という目標の中で三位一体の改革が唱えられ、この手法については真剣に受け止めていかなければならない課題である。同時に、麻生プランによって地方単独事業も平成二年の頃の水準にまで公共事業を抑えてほしいとの国の指針が出されている。本県としては、なだらかな抑制を図りたいと思うので、国の指針から導かれる金額よりも百億円程度上積みをした額で県単独事業予算を組んでいる」との答弁を得ております。

景気はマクロ的には回復しているようであり、県税収入も増加に転じております。しかし、一方で、地域間格差、企業間格差、個人格差が顕著になってきていることも事実であります。地域間格差と言うならば、ひとつの例として、私の地元奥多野地域の経済は従来から公共工事に頼る部分が大きく、その金額の上下で商店をはじめその他地域の細々とした経済が一喜一憂すると言っても過言ではない経済構造になっております。ちなみに藤岡

土木事務所の事業費は、平成八年のピーク時には八十六億円であったものが今年は二十七億円にまで落ち込んでおります。この数字の捉え方が間違っていないとすれば、三一%まで藤岡土木管内の事業費は落ちているということであり、この方法で県全体の数字を見れば、平成八年の本県の公共工事総額は一千八百七十億円であり、今年度は九百八十五億円、当時の五二%になっております。

もとより自助・自立の精神は大切であります。また、公共工事の本来の目的が土建業者の救済効果や地域経済の活性化ではないこともよくよく私も承知しております。それらは公共工事の側面的効果として認められるものと思っております。本来、政策課題があつて、工事的なものはつきりとしていなければならず、単なる景気浮揚策として金をつぎ込んでいくことは問題がありますが、地域によっては公共事業が地域を支える根幹的な産業になっていることも現実であります。

あえて申し上げれば、どんなに他産業の求人倍率が上昇しようと、建設産業でなければ到底雇用されない人たちがこの地域に大勢いることも事実であります。昨年の知事答弁については、理解することも大でありました。しかし、その後の、殊に近頃の地域の現実を見てみると、果たして私の県議会議員としての役割はそれで務まるのか、また、格差という点でこのまま声を上げずにいい良いのか、不安にかられるところであります。

そこで、今回は川西理事にお尋ねいたします。一つ、公共事業がここまで減少している現実をどのように受け止めておられるか。

二つ、地域格差ということを考えるとき、県の予算配分をどのような考え方に基づいて行っているか。

以上の点についてお答えをいただきたいと思えます。―(略)―

川西 寛県土整備担当理事 ―(略)―

萩原議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、公共事業費の減少と県の予算配分の考え方についてであります。

三位一体の改革や厳しい財政状況などの影響によりまして公共事業を取り巻く環境は厳しいものがあり、公共事業関連の予算が再び増加に転じることは当面難しいと考えております。しかし、一方で、安全で安心な県民生活の確保や県土の健全な発展のためには、社会資本整備は大変重要であります。特に道路整備に対する県民のニーズは大変大きなものがございます。真に必要な施設については着実に整備していく必要があります。また、既存の施設につきましても適切な維持管理を行い、最大限有効に活用することが重要と考えています。

このような状況の中で、土木事業を中心に県内の建設業者の皆さんは経営が大変厳しい状況にありますことから、地域の実情に即したきめ細やかな施策が必要と考えています。このため、県といたしましては、今年度当初予算におきまして公共事業の減少に伴う中小零細建設業対策といたしまして、県単独公共事業の激減緩和措置を講じ、所要の事業量を確保いたしましたほか、事業内容も中小零細企業向けの維持補修事業予算を重点的に確保するなど、様々な対策を講じているところでございます。

次に、予算配分の考え方でございますが、県土整備局の事業は大きく分けまして、比較的規模の大きな改良工事をなす維持補修事業と小規模な改良工事や路面補修などを行います維持補修事業の二つに分けられます。

まず、建設事業関連の予算配分に当たりましては、県全体の視点から事業の必要性、緊急性、費用対効果などを勘案いたしまして、「選択と集中」により事業の実施箇所を決定いたしますとともに、年次整備計画や当該年度の事業内容などに基づき予算を決定いたしております。一方、維持補修事業につきましては、基本的には地域特性も考慮しながら、管内の施設延長でございますとか施設完成後の年数、人口や面積などに基づき配分を決定いたしております。このうち特に平成十七年度の単独公共事業予算につきましては、維持補修事業に重点を置きまして、例えば道路で対前年度比七・一％増、河川砂防で対前年度比七・一・四％増とするなど、前年を上回る予算の確保に努めたところでございます。また、九月補正におきましても四億円の補正予算をお願いしているところでございます。

今後とも、地域の実情などに十分配慮しながら効率的な事業執行を図るよう努めるとともに、安全で安心な県土整備を推進してまいりたいと考えております。

本会議第四日(十月四日)

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第六十八号議案 教育委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は教育委員会委員の選任についてであり、現委員の武藤敏春氏の任期が十月四日をもって満了となりますので、その後任者として杉原みち子氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し採決

第六十八号議案は原案に同意することに決定

◎常任委員の所属変更

長崎博幸議員の常任委員会の所属を保健福祉常任委員会から文教警察常任委員会に変更することを決定

◎一般質問（第三百三十九号から第六十七号までの各議案、平成十六年度群馬県公営企業会計決算認定及び群馬県競馬組合一般会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金子一郎

- 1 県立病院の今後の取り組みについて
- 2 市町村合併に伴う今後の広域消防行政について
- 3 遊休農地及び耕作放棄地の対応について
- 4 二十一世紀プランの改定における重点戦略について
- 5 道路及び河川等維持管理について

二 自由民主党 須藤 昭 男

- 1 少子化対策について
- 2 教員の指導力向上について
- 3 ぐんまの総合的な観光振興施策の取り組みについて
- 4 石綿管水道の現状と対策について
- 5 「県民電話相談24」について
- 6 国道五〇号及び北関東自動車道関連道路の進捗状況について

三 自由民主党 岩 井 均

- 1 今後の川づくりについて
- 2 特別管理産業廃棄物について
- 3 緊急時の子育て環境整備について
- 4 学校スポーツの振興について
- 5 市町村合併について

四 自由民主党 織田 俊 幸

- 1 自殺防止対策について
- 2 「群馬いのちの電話」への支援について

- 3 就職支援対策について
- 4 地域づくりへの支援について
- 5 鳥獣害対策について

五 自由民主党 原 富 夫

- 1 食育の推進について
- 2 交通対策について
- 3 執行体制について
- 4 副知事二人制の機構改革について

須藤昭男議員―(略)―

続きまして、教員の指導力向上についてお伺いいたします。

全国の公立小・中・高校で、昨年度指導力不足と認定された教員は五百六十六人と、前年度から八十五人増えて過去最高になったとの報道がありました。内訳を見ると、約七割が男性教員であります。学校種別では、小学校が四九％、中学校が二八％、高校が一五％、盲・聾・養護学校が八％、そして気がかりなのは、認定者の五〇％が四十歳代、三四％が五十歳代の教員だったそうであります。何と、ベテラン教員が認定者の約八割を占めているのが現状であります。文部科学省では、年齢の高い教員ほど今の子どもたちの変化についていけず、指導できない傾向にあると分析しているようですが、子どもたちにとって学校教育が充実したものになるかどうかは、子どもと直に接する教員の資質によるもの大きいと思います。学校生活の中で子どもたちは先生を選べないわけで、指導力不足の教員に当たってしまったら、子ど

もにとってまさに不幸としか言いようがありません。早期に公正、客観的な能力評価と判断基準により、不適格教員を排除することは重要であります。

群馬県では、指導力不足と認定された教員は、平成十五年度七人、十六年度は二人と聞いておりますが、その指導力不足の教員の実態について、教育長にお伺いいたします。

また、今月から県教育委員会では、県内公立の小・中・高の各学校で、指導的立場にある教員を対象に、教員自らが作成した目標設定に対して、校長と教頭が教員の業績を五段階で評価する新しい人事評価制度を導入するそうです。来年度からは全教員を対象に本格実施を予定しているそうです。指導力不足教員の認定と密接に関わってくる問題でありますので、その能力評価の活用が重要になってくると思います。

そこで、この新しい人事評価制度を教員の資質向上にどのように活かしていくのか、あわせて教育長にお伺いいたします。

内山征洋教育長

指導力不足教員について、特に本県で指導力不足と認定された教員の実態についてのお尋ねでありますけれども、本県では、平成十五年度から指導力不足教員へ対応する人事管理システムというのを導入したところであります。

御指摘のとおり、平成十五年度に七名、平成十六年度に二名、合計九名を指導力不足教員と認定いたしました。これらの教員の内訳ですけれども、男性が六名、女性が三名、さらに学校種別では、小学校が五名、高等学校が三名、養護学校が一名という状況

であります。また、年齢的別に見ますと、三十歳代が二名、四十歳代が四名、それから五十歳代が三名という状況でありまして、先ほど議員御指摘になっておりましたベテラン教員が多いという傾向は、残念ながら全国状況と同じであります。

平成十五年度に認定いたしました七名ですけれども、退職いたしました一名を除いて六名が県総合教育センターで一年間の研修を受けております。その結果、一年間にわたる研修の成果が十分に見られた者が四名、これは学校に復帰をいたしました。残る二名は継続研修と判定されましたが、ともに年度末に退職しております。平成十六年度に認定した二名については、本年度、県総合教育センターにおいて現在研修を行っているところであります。

いずれにしても、教員の資質というのは最も重要な問題でありますので、今後ともしつかり対応していきたいというふうに考えております。

次に、新しい人事評価制度についての御質問でありますけれども、この制度は教職員の自己啓発や能力開発、意欲や使命感の高揚を図るとともに、能力・実績・意欲を客観的に分析をして評価し、その結果を研修・異動などに活用することで、教職員の資質向上に活かすことを目的としたものであります。

制度の内容は、教職員自らが目標を設定し、その目標に向かって努力をし、その達成状況を自ら評価する「目標管理」と、その結果を踏まえて管理職が個々の教職員の職務全般を総合的に評価する「業績評価」を二本の柱とするものであります。

この十月から、すべての公立学校で二割程度の教員を対象にい

たしまして、「目標管理」の試行をスタートしたところであります。今後は、評価者の研修を進めて、制度に対する保護者や教職員らの意見も踏まえて、来年度から本格実施に移していきたいと考えております。

県教育委員会では、新しい人事評価制度を導入いたしました、指導力不足教員の人事管理システムや優秀教員表彰制度、あるいは学校評価システムなどと連動させることで教職員の資質の向上をはかり、児童・生徒や保護者、地域から信頼される学校づくりを積極的に進めていきたいと考えております。

原 富夫議員（略）

次いで、交通対策についてお伺いいたします。

本県の交通事故は、発生件数、死傷者数ともわずかながら減少しておりますが、ここ数年の比較で見ますと、依然高い水準にあるようであります。一方、本県の運転免許人口と自動車保有台数は依然増加し続けております。まさに本県の自動車交通は県民の日常生活の足であります。このようなことを考え合わせますと、県民にとって交通問題は常に強い関心事であるわけであり、そこで、交通対策について、次の二点について警察本部長にお伺いいたします。

第一点は、信号機の整備についてであります。

県内各地では新しい道路の整備や改良が行われ、供用になっております。これに伴う交通安全施設の整備が必要になるわけであり、特に信号機については、新設や改良道路に対し優先的な対応が望まれます。一方、地域の人たちからは、交通事故の多発

交差点や通学路などの身近な問題のあるところへすぐにも設置してほしいという要望が数多く寄せられております。そこで、財政事業が厳しい中ではありますが、交通事故を防止し、歩行者や自動車が安心できる信号機の整備をどう進めていくのかをお伺いいたします。

第二点は、駐車違反取り締まりの民間委託についてであります。昨年行われた道路交通法の改正により、駐車違反取り締まりを民間委託できることになったことが報道され、話題となっております。今までは教育訓練を受け、法律的な知識を身につけた警察官がその取り締まりを行っていたわけですが、民間に委託されると、その取り締まりはどのように行われるのか、お伺いをいたします。――（略）――

高橋泰博警察本部長

まず、交通信号機の整備方針についてお答えいたします。交通信号機の設置につきましては、多数御要望がございます。現在、四百七十二カ所の要望が寄せられておりますが、そのうち私ども警察本部から見ました早急に整備が必要と認められるのはおよそ五十余りの箇所でございます。一方で、これに対し、本年度当初予算で整備予定の信号機数は、特定事業分を含めて四十七基という状況であります。こういった状況でありますので、事故が多発しております危険な交差点、通学路など、交通弱者保護が必要な箇所などにつきまして、地域の要望等を踏まえつつ、順次設置を進めていくということとしております。

また、遅まきながらということでもございますけれども、信号

機整備の進捗を図ってまいりますために、信号機の調達と設置工事の委託とを別々に行ういわゆる「分離発注」方式、これを採用いたしました。コスト削減により、より多くの箇所に交通信号機を設置できるように、そういうことにも努めてまいりたいと考えております。

次に、駐車違反取り締まりの民間委託についてでございます。明年、平成十八年度六月から、改正道路交通法の施行により全国で導入することが可能となった制度でございますけれども、この民間委託という制度はおおむね次のようなものでございます。法令所定の要件を備え、的確に委託事務を遂行できるといことが確認されます法人、その者を選定して、その者に委託する。現場において実際この事務に直接従事いたします者は、道路交通法上、駐車監視員と呼ばれることとなりますけれども、この駐車監視員は、法定の資格者講習を受講するなどしまして、その後、審査に合格して、そういう資格を得た者、これが駐車監視員でございます。この者が直接現場において放置駐車の確認事務に従事をするということになります。

さらに、駐車監視員の活動の詳細でありますけれども、まずは、警察署長があらかじめ駐車監視員活動ガイドラインというものを策定し、これをまた対外的に公表いたします。このガイドライン上には、駐車監視員が活動する地域、路線、そういったものも盛り込まれておりまして、その地域、路線において違反車両であるということはこの監視員が確認いたしますれば、その車に標章を取り付け、その結果を警察署長に報告するものであります。この駐車監視員からの報告を受けて、事後、警察では、当該車両の運

転者に対する違反処理あるいは当該違反車両の運転者、これが判明しません場合には当該車両の使用が、通常の場合はその車の所有者、持ち主ということになりますけれども、その者に放置違反金を科す、そういった手順で行うというものでございます。

こういうことで、この民間委託の制度は、来年六月以降、群馬県におきましては前橋警察署、前橋東警察署、高崎警察署、それと太田警察署、この四警察署管内の市街地、また繁華街において十人の駐車監視員を運用して行う計画を立てております。

先ほど申しました警察署長が策定してあらかじめ公表する駐車監視員活動ガイドラインと申しますもの、この策定作業に当たりましては、関係地域からの御要望、御意見を伺い、また、地域の実情を十分考慮した上で、また、地域活性化にも資するものともなるよう留意して、十分な検討を行って策定することといたしております。

駐車違反の取り締まりの民間委託については以上でございます。

◎委員会付託

第三百三十九号議案から第六十七号議案及び平成十六年度群馬県競馬組合一般会計決算認定の件については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

平成十六年度群馬県公営企業会計決算認定の件については、決算特別委員会に付託することに決定

◎休会の議決

十月五日から七日及び十一日から十四日は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（十月十七日）

◎諸般の報告

群馬県人事委員会から議長あてに提出された、職員の給与等に関する報告及び勧告を配付

◎新任者の紹介

石原聡一教育委員会委員長（十月五日付）
杉原みち子教育委員会委員（十月五日付）

◎原 富夫議員の一般質問に対する知事の答弁を議題とした委員長報告

◎石原 条議会運営委員長（概要）

十月四日の本会議、原 富夫議員の一般質問における知事の答弁中の発言について、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

その結果、知事の発言には質問の趣旨から外れ、また、事実と相違する発言部分が認められたので、配付の資料のとおり当該部分を削除すべきものと決定をいたしました。

◎採決

委員長報告のとおり決定し、議長において会議録を精査の上、該当する部分を取り消すこととした。

◎第百三十九号から第百六十七号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

長谷川嘉一保健福祉常任委員長、久保田順一郎環境農林常任委員長、須藤昭男産業経済常任委員長、岩井 均県土整備常任委員長、金子浩隆文教警察常任委員長、小野里光敏総務常任委員長、岩井賢太郎地域活性化対策特別委員長、関根罔男教育環境づくり特別委員長、腰塚 誠安全・安心なくらし特別委員長、角田 登環境共生社会特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○岩井 均県土整備常任委員長（概要）

初めに、北関東自動車道に関連して、道路公団の民営化に伴う新会社の取り組みや今後の進捗状況について質疑されるとともに、早期完成に向けての県の対応について要望がありました。次に、アスベスト対策に関連して、民間建築物の使用の現状や県の取り組みについて質されたほか、住宅のアスベスト除去費用の融資制度について質疑されました。

続いて、補正予算案に関連して、県土整備局の予算編成の考え方や県民局の予算権限について質疑されるとともに、補助公共道路改築事業の大幅な減額理由について論議が交わされました。

次に、汚水処理事業に関連して、普及率を引き上げるための県

の取り組みについて質疑されたほか、下水道施設に負担が生じると言われている直接投入型ディスプレイの規制の必要性や今後の対応について質疑が交わされました。

続いて、八ッ場ダムの生活再建対策に関連して、国の対応が遅れている現状から、国に対する県の姿勢について質されるとともに、県の関連事業のさらなる努力についての要望がありました。

また、本年七月から実施された建築基準法の間接検査制度について、実施に至った理由や具体的な内容について質疑されたほか、中古住宅の安全性の担保について議論が交わされました。

さらに、高齢者へのリフォーム詐欺が多発している中で、これらを未然に防ぐためには悪質な業者への指導、監督が欠かせないことから、県の対応について質されました。

○小野里光敏総務常任委員長（概要）

本委員会では、初めに、第百四十二号議案「群馬県副知事の定数に関する条例」について集中的に質疑を行いました。

まず、知事に対する委員会への出席要求を行わなかったことについては、委員の間で知事出席に向けた意見調整が整ってきいてたが、原議員の一般質問に対して質問の趣旨を大きく逸脱した知事答弁がなされたことにより出席要求を断念せざるを得なくなったという説明がなされました。

次に、去る七月二十五日の記者会見で知事が「庁内担当の副知事については、理事等の県幹部の中から兼務の形で併任をすることというふうにしたい」と発言していることは、副知事の兼任を禁止した地方自治法の規定に違反しているのではないかとこの観点から

ら議論が交わされ、法に違反するおそれのある条例案を取り下げ
る意思があるか、知事に確認するよう当局に対し要望がなされま
した。これに対して、当局から、条例案を取り下げつもりはな
いという知事の意思を伝える答弁がなされました。

続いて、庁内担当の副知事については、事務取扱ではなく専任
とすることや、渉外担当副知事の選任に先立ち、まず、県職員
のOBから庁内担当副知事を選任したかどうかといった提案がなさ
れました。また、現在の県の執行体制では、トップマネージメン
トが十分でないことから、渉外担当副知事を置くことはトップマ
ネージメント強化に有効であるという意見が述べられました。

次に、副知事不在で2年が経過した中、二名の副知事を置こう
とするのは時代にそぐわないこと。また、既に議会で否決され
た人の選任を前提とするのではなく、本県出身者や女性の選任を
検討すべきであるという意見が述べられました。そして、現行条
例の中で副知事を早期に選任すること自体は誰も異存がないこと
から、問題解決に当たると必要があるという指摘がなされました。
続いて、知事が特定の人の選任にこだわり、議会側の意見を取
り入れようとしないうことが批判されるとともに、上からでなく下
から物を見ることのできる人材の登用を求める意見が述べられま
した。

また、副知事複数制を採用している他の自治体の例を見ると、
派閥が生じるなど、必ずしもうまくいっていない例が多いという
指摘がなされました。

さらに、知事が副知事二人制導入のかわりに出納長を置かない
ことを検討する旨発言していることは、現在の地方自治法では不

可能であることから、遵法精神を求める行政として法律を守る姿
勢を示すことが重要であるという見解が述べられました。

第四百四十二号議案に関する質疑の概要は、以上のとおりであり
ます。

○腰塚 誠安全・安心なくらし特別委員長（概要）

初めに、交通弱者にやさしい安全対策についてであります。が、
交通弱者の交差点横断時間を確保するための信号機について質疑
がなされ、状況に応じて青信号の時間が変動する歩行者感应式な
ど交通弱者に配慮した信号機の増設を求める意見が述べられまし
た。

次に、高齢者ドライバーによる交通事故の発生状況や高齢者の
免許返納の状況について質疑がなされ、返納制度の普及のため、
一時預かりによって本人が様子を見極めた後、正規に返納する制
度の検討について提案されました。

次に、石綿セメント水道管についてであります。健康への影
響はないとされているものの、大規模災害時には破損の可能性が
高く、ライフラインの影響が懸念されることから、石綿セメント
水道管の布設替えの促進に向けた県の姿勢について質されるとと
もに、既存事業を見直すなどして必要な予算を確保するよう当局
に求められました。

続いて、食の安全についてであります。貿易の自由化の進行
により、輸入食料品の増加が見込まれる中で、加工輸入食品にか
かる安全対策について質疑されるとともに、国内農産物について
も、直売所や個人出荷の農産物に関して、使用農薬の安全性を確

保するため、どのような対応がされているのかについて質疑がなされました。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司
自由民主党 南波和憲

一部反対の討論

第百三十九号議案と第百四十一号議案及び第百四十三号議案と百六十七号議案に対する賛成討論並びに第百四十二号議案に対する反対討論

各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

平成十六年度群馬県一般会計、同特別会計歳入歳出決算の認定について

◎採択

第百四十二号議案は否決

第百四十二号議案を除く各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、決算の認定についてであります。決算の認定については、平成十六年度の一般会計及び十二の特別会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものです。

◎発議案の付議（職員朗読）

議第九号議案 日本自転車振興会交付金制度の見直しを求める

意見書

議第十号議案 警察官の増員に関する意見書

議第十一号議案 WTO農業交渉に関する意見書

議第十二号議案 新たな農業経営安定対策に関する意見書

◎議案の委員会付託

平成十六年度群馬県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定の件については、決算特別委員会に閉会中の継続審査案件として付託することに決定

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決

◎追加議案の上程
第百六十九号議案 副知事の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、副知事の選任についてであります。現在空席となつてゐる副知事に高木 勉氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

第百六十九号議案は原案に同意することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案三十四件（うち可決三十一件、否決一件、継

続審査二件）

議員提出議案四件（うち可決四件）

二 請願の審査状況

請願陳情三十二件（うち採択三件、一部採択六件、

審査未了八件、継続審査十五件）

第三十一項 平成十七年十二月定例会

平成十七年十二月定例会概括表

月 日	1 2 月 9 日	1 2 月 5 日	議 案	審 議 の 状 況
諸般の報告・紹介	新任者の紹介 委員派遣要求承認の報告 監査委員の監査報告の配 議案の送付書及び意見書の処理結果朗読	人事委員会の意見書の配 付	議案の送付書及び意見書の処理結果朗読	委員長報告・議決・その他
選挙・指名	会議録署名議員の指名			
上程議案	平成一六年度群馬県一般会計、同特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算認定の件 第一七〇号議案 第一九六号議案 承第三号	第一七〇号議案 第一九六号議案 承第三号	第一九七号議案 (追加) 第一七〇号議案 第一九六号議案 承第三号	委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 田所三千男 賛成討論 塚原 仁 賛成討論
質疑・一般質問・討論	委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 田所三千男 賛成討論 塚原 仁 賛成討論	一般質問 金子泰造 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本部長 福島保健・福祉・食品担当理事 大木環境・森林担当理事 加藤農業担当理事 一般質問 黒沢孝行 答弁 小寺知事 高木副知事 内山教育長 唐澤総務担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 伊藤祐司 答弁 小寺知事 唐澤総務担当理事 加藤農業担当理事 川西県土整備担当理事	一般質問 中島 篤 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本部長 唐澤総務担当理事 福島保健・福祉・食品担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 塚原 仁 答弁 内山教育長 高橋警察本部長 大木	特別委員会海外調査報告 会期の決定 決算特別委員長報告 各会計決算は委員長報告のとおり認定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 請願の委員会付託 休会の議決
議案の送付書朗読	追加議案の送付書朗読			知事の提案説明 第一九七号議案、原案に同意 議案の委員会付託 休会の議決

1 2 月 1 2 日	1 2 月 2 1 日
	議案提出書朗読
<p>環境・森林担当理事 一般質問 田所三千男 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本 部長 福島保健・福祉・食品担当理事 池田産業経済担当理事 川西県土整備担 当理事 一般質問 久保田順一郎 答弁 唐澤総務担当理事 山本企画担当理 事 大木環境・森林担当理事 加藤農業 担当理事 池田産業経済担当理事 川西 県土整備担当理事 一般質問 腰塚 誠 答弁 内山教育長 高橋警察本部長 唐澤 総務担当理事 川西県土整備担当理事</p>	<p>第一七〇号議案 第一九六号議案 承第三号 議第一三三号議案 請願</p>
	<p>委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 議第二二五号議案に対する 討論 早川昌枝 反対討論</p>
<p>委員長報告 第一七〇号議案及び第一九二号 議案は一部否決 第一七一号議案、第一九一号議 案、第一九三号議案、第一九六 号議案及び承第三号並びに各請 願は委員長報告のとおり可決、 承認及び決定 議第一三三号議案、可決 特定事件の継続審査 表彰状の伝達及び顕彰状授与並 びに知事感謝状の贈呈式</p>	

本会議第一日（十二月五日）

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

監査委員の監査報告の配付

議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎新任者の紹介

高木 勉副知事（十月十七日付）

唐澤紀雄総務担当理事（十月十八日付）

◎特別委員会海外調査報告

関根圀男教育環境づくり特別委員長からイギリスほか三カ国への海外調査の報告

腰塚 誠安全・安心なくらし特別委員長からアラブ首長国連邦ほか二カ国への海外調査の報告

◎会議録署名議員の指名

中島資浩、岩井 均、荻原康二の各議員を指名

◎会期の決定

会期は十二月五日から二十一日までの十七日間とすることに決定

◎平成十六年度群馬県一般会計及び同特別会計の歳入歳出決算並びに平成十六年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とした委員長報告

田島雄一決算特別委員長から委員会の審査経過及び結果の報告があつた。

◎討論

日本共産党 早川昌枝 一部反対の討論
自由民主党 田所三千男 賛成討論
フォーラム群馬 塚原 仁 賛成討論

◎採決

各会計決算は委員長報告のとおり認定することに決定

◎議案の上程

第七十号議案 平成十七年度群馬県一般会計補正予算（第七号）

第七十一号議案 平成十七年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算（第一号）

第七十二号議案 平成十七年度群馬県電気事業会計補正予算（第一号）

第七十三号議案 平成十七年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第一号）

第七十四号議案 平成十七年度群馬県水道事業会計補正予算（第二号）

第七十五号議案 平成十七年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第一号）

第七十六号議案 平成十七年度群馬県駐車場事業会計補正予算（第一号）

第七十七号議案 群馬県病院事業会計補正予算（第二号）

第七十八号議案 群馬県産の生乳の安全性の確保に関する条例

第七十九号議案 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第八十号議案 群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例

第八十一号議案 群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例

第百八十二号議案 群馬県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第百八十三号議案 群馬県旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例

第百八十四号議案 群馬県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第百八十五号議案 市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

第百八十六号議案 群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第百八十七号議案 群馬県県営住宅管理条例の一部を改正する条例

第百八十八号議案 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第百八十九号議案 群馬県農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律関係手数料条例を廃止する条例

第百九十号議案 群馬県立青少年野外活動センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

第百九十一号議案 群馬県立伊勢崎青少年育成センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

第百九十二号議案 指定管理者の指定について

第百九十三号議案 請負契約の締結について
第百九十四号議案 請負契約の締結について
第百九十六号議案 不動産の取得について

第百九十六号議案 当せん金付証券の発売について
承 第 三 号 専決処分承認について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係八件、事件議案二十件、合計二十八件であります。

まず予算関係であります。県内経済は、個人消費が底堅く推移し、設備投資や企業収益も増加するなど回復が続いております。

こうした中、県税収入は当初予算計上額を確保できる見通しでありますが、地方交付税や臨時財政対策債が当初懸念されたとおり大幅な減額となり、現時点での本年度収支見込みは厳しい状況であります。

十二月補正予算においては、人事委員会の勧告に基づいて実施する給与改定に伴う補正のほか、緊急に対応が必要な事項について予算措置を行ったところであります。

今回の補正予算案は総額で三億八千八百二十四万円の増額となり、現計予算額と合算いたしますと八千七十四億七千三百三十五万円となります。

次に、事件議案のうちから主なものについて申し上げます。

第百七十八号議案は、廃止される生乳の県営検査に代わり、生産者による生乳の検査方法を定めようとするものであります。

第百九十二号議案は、群馬県女性会館ほか五十施設について指定管理者を指定しようとするものであります。

◎意見の聴取

第百八十一号、第百八十二号、第百八十八号の各議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎請願の委員会付託

十一月二十八日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月六日から八日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（十二月九日）

◎諸般の報告

第百八十一号、第百八十二号、第百八十八号の各議案について、群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎一般質問（第百七十号から第百九十六号までの各議案及び承

第三号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金子泰造

- 1 三位一体改革と平成十八年度当初予算編成について
- 2 群馬大学の重粒子線治療施設設置事業に対する本県の支援

について

- 3 アスベストによる健康被害対策について
- 4 石田川河川敷不法投棄事案の汚染修復措置と不法投棄対策について
- 5 農業経営安定対策への対応について
- 6 グリーンツーリズムについて
- 7 土曜スクールについて
- 8 暴力団の現状と対策について
- 9 企業立地の動向と企業誘致への取り組みについて
- 10 県土整備の今後の取り組みについて

二 フォーラム群馬 黒沢孝行

- 1 平成十八年度予算編成について
- 2 ぐんま国際アカデミーについて
- 3 3ない運動と運転免許証について
- 4 耐震強度偽装問題について
- 5 新たな経営安定対策について

三 日本共産党県議団 伊藤祐司

- 1 八ッ場ダム本体工事の中止と生活再建について
- 2 群馬の二毛作を守る農政について

金子泰造議員

次に、質問項目の三番目といたしまして、アスベストによる健康被害対策について、保健・福祉・食品担当理事にお伺いいたし

ます。

アスベストによる健康被害については、今年七月に新聞報道されて以来、全国的な問題となり、国では被害者救済も含めたアスベスト新法の制定に向けて検討を行っております。我が自民党といたしましても、いち早く補正予算措置を講ずべきものとして、県民の不安除去を旨とし、県有施設の調査、窓口相談の充実、県民への広報等を総合的な内容とする一千万円余を要求、措置されたところであります。県としては、こうした動静を踏まえ、この問題に対応するため、本年七月に関係各課から成る「アスベスト対策連絡会議」を設置し、アスベストによる健康被害のリスクが高い施設の把握や健康被害の防止に取り組んでいくと伺っております。しかしながら、アスベストは建築資材をはじめ様々な分野で使用されており、県民一般においても等しく健康への影響に漠然とした不安を抱えていることは、しごく当然の成り行きと言えるところだと思います。

そこで、まず第一に、アスベストとはどのようなもので、健康にはどのような影響があるのか改めてお尋ねしたいと思っております。できるだけわかりやすく、具体的にお示しいただきたいと思っております。

第二に、県内のアスベストによる健康被害の状況はどう把握されているのか。また、今後どのような施設や職種において健康被害が想定されるのか、お伺いいたします。

そして、こうした状況を踏まえ、被害者救済や健康被害の防止対策について、県として今後どのように具体的に取り組んでいくのか、保健・福祉・食品担当理事より、そのお考えをお聞か

せいただきたいと思います。

福島金夫保健・福祉・食品担当理事

アスベストに関する健康被害対策につきまして御答弁をさせていただきます。

まず最初に、御質問の趣旨とはちよつと違いますが、この十二月一日付で専担組織をつくったということの説明からさせていただきますというふうに思います。群馬県では、県民のアスベストによる健康被害が重要な課題であるというふうに捉えまして、国が予定をしております石綿による健康被害の救済に関する法律

——これは仮称でありますけれども、この制定前、これに先駆けまして、十二月一日付で専担組織であります「アスベスト対策室」を設置いたしました。この組織を総合窓口位置付けますとともに、県民への正しい情報提供、健康被害対策、飛散防止対策、また、国、市町村、労働局等との連携等の業務を行うこととしました。

そこで、お尋ねの件でありますアスベストとはどのようなものか、また、健康への影響についてでありますけれども、アスベストというのは珪素を主成分としました繊維性の鉱物でありまして、熱や化学物質によって変化することがなく、電気も伝わりにくいということ、また、耐熱性にも優れておりまして、非常に安い、安価であるということから、建設、造船、自動車等の多くの産業で用いられております。

また、アスベストの繊維の束は大変碎けやすく、ちりのようになつて飛散をしまして、空気中を漂うというものであります。

また、この繊維の太さにつきましては、人の髪の毛の千分の一程度と大変に細いということ。こういった特質がありますものですから、呼吸によりまして人の肺の奥深くに入り込みまして、体内にとどまる——これは消費しないということでありまして——ということから、長期間にわたって肺胞に對しまして、物理的・化学的刺激を及ぼすということになりまして、アスベストの吸入量が多いということになりますと、中皮腫でありますとか、肺がんでありますとか、じん肺の一種でありますアスベスト肺等の健康被害が発生する危険性が非常に高まるということでも知られております。

また、一般的に、アスベストを大量に吸入してから中皮腫や肺がんになるまでには十年から四十年かかると言われておりまして、健康被害の有無の確認につきましては、非常に長期的な経過観察が必要というふうに言われております。

県内の健康被害の状況でありますけれども、平成十年以前にアスベストを扱う事業所で作業をしていた職員が一人、肺がんで亡くなっております。労災認定をされております。また、我々の方でつかんでおります人口動態統計によりまして、本県で平成七年から十六年までに中皮腫で亡くなられた方は七十九名おります。これが現状というふうに御理解いただけたらと思います。

今後、健康被害対策で想定されるものでありますけれども、現在行われている建築物に吹き付けられたアスベストの除去、封じ込め、囲い込み等の作業、また、アスベストを吹き付け使用した建物自体の解体でありますとか廃棄する作業におきましては大量のアスベスト繊維を吸い込む危険性があるというふうに考えてお

りまして、このような施設やこういった作業を行う職種において健康被害の発生が想定されるというふうを考えております。

今後の取り組みとしては、こうした業務を行う方や周辺住民の方がアスベスト繊維を吸い込まないような飛散防止対策を講じなければいけない。また、健康被害防止についても必要であるというふうに考えております。特に我々の方の組織につきましては、健康被害なり救済なりが中心になるかなど、飛散防止対策につきましては、アスベスト対策連絡会議の方の県土整備局なり環境・森林局の方とタイアップしてやる必要があるというふうに思っています。

また、我々の方としましては、非常に難しいと言われておりますアスベストによる健康被害の診断でありますとか治療、こういった方法についても、開発を含めまして、適正な医療体制の構築もしていかなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、アスベストに関する県民の不安を解消するためには、飛散、健康被害等の防止策や健康調査を的確に実施するほか、正確な情報提供と石綿による健康被害の救済に関する法律——これは制定予定であります、この法律に基づく適切な救済に努めていきたいと考えております。

本会議第三日（十二月十二日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第百九十七号議案 収用委員会委員及び予備委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、収用委員会委員及び予備委員の選任についてであります。

これは、現委員の渡邊明男氏、井上孝三郎氏及び中野小三郎氏の任期が十二月十四日をもって満了となりますので、その後任者として渡邊明男氏、井上孝三郎氏及び現在収用委員会の予備委員であります紺 正行氏を選任しようとするものであります。

また、これにより欠員となります予備委員には岩崎茂雄氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

第百九十七号議案は原案に同意することに決定

◎一般質問（第百七十号から第百九十六号までの各議案及び承第

三号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 中 島 篤

- 1 障害者自立支援法への対応について
- 2 県内住宅及び建築物の耐震対策について
- 3 県内文化財産の流失防止について

4 危機管理について

二 フォーラム群馬 塚 原 仁

- 1 県立図書館の振興について
- 2 通知表について
- 3 中学生からの法授業について
- 4 地球温暖化対策と森林の活性化について
- 5 自転車事故対策について
- 6 住宅侵入犯対策について

三 自由民主党 田 所 三千男

- 1 犯罪に強い街づくりについて
- 2 部活動と祝日、休日について
- 3 特別養護老人ホームについて
- 4 県営競輪について
- 5 地元問題について

四 自由民主党 久保田 順一郎

- 1 麦作等経営安定対策と今後の対応について
- 2 県内大手企業のリストラに伴う地域雇用不安について
- 3 群馬県情報化の現状と今後について
- 4 外国人共生問題について
- 5 群馬県の環境施策と環境教育センターについて
- 6 地元問題について

五 自由民主党 腰塚 誠

- 1 防災ヘリコプターの運用について
- 2 指定管理者制度について
- 3 県営住宅の家賃徴収について
- 4 今後の公共事業に対するの取り組みについて
- 5 学校の統廃合に伴うまちづくりについて

田所三千男議員

続きまして警察本部長にお伺いをしたいと思います。
実践部隊として頑張っているわけですが、治安のバロメーターとも言われております刑法犯認知件数は、ここ十年間ほぼ右肩上がりが増えてまいりましたが、本年に入ってから、警察の御努力、地域、自治体、住民の皆さんとの連携などで様々な対策が功を奏しまして、増加の傾向には一定の歯止めがかかったというふうに聞いております。

しかし一方では、凶悪な事件が県内でも立て続けに発生しているほか、全国に目を向ければ、痛ましい事件が発生しております。いずれにいたしましても、犯罪の増加、凶悪化によりまして社会不安が高まっていることは間違いありません。こういう中で、私は、ぜひとも警察には犯罪の抑止と検挙について、頼りがいのある力強い警察であってほしいと願っているものであります。また、犯罪に強いまちづくりにつきましては、警察組織だけでは到底なし得るものではありません。行政、自治体、民間ボランティアなど、あらゆる機関、人々の支援が必要であると考えております。

そこで、安全で安心な社会を構築するため、現在どのような対策を講じておられるのか。また、犯罪に強いまちづくりに向けて、検挙もさることながら、犯罪の抑止活動が最も大切であると考えていますが、犯罪抑止に向けて今後どのような対策を講じていくお考えなのか、以上二点をお伺いいたします。

高橋泰博警察本部長

現在、私も群馬県警察が講じております諸対策でございます。
群馬県警では本年当初から、犯罪の「抑止」、「検挙」、そして「犯罪に強い、安全なまちづくり」、この三本柱として掲げております。その趣旨をもっと明らかにするためにということで、私どもはこれをつー・プラス・ワン戦略と呼んだり、二カ二分の一戦略と呼んだりしております。

初めの抑止と検挙、これは専ら私も警察がそれこそ力を発揮していかねばならない局面、分野でございます。あとのひとつ、まちづくりでございます。これは議員おっしゃるように、ひとり警察のみでよくなし得るものではございません。まさに行政、県、市町村、また県民、地域社会、それこそ総ぐるみでの取り組みが必要の部分であるという具合に思っております。

まずは抑止と検挙ということについてでありますけれども、私ども、その中で、ともかく警察力の真空地帯をつくらないということ、また死角をなくしようと。これをまず第一に心がけてまいります。警察力と申しますものも、これは日頃の地域に対する警戒力でもあります。また犯罪の発生を抑止する抑止力ということにもなるわけです。そういった意味で、警戒密度、これは、

時間的にも、地域的にも、その密度をとにかく高めるということで、既存の警察力を大いに叱咤激励いたしまして、パトロール等の頻度、密度、これの向上に努めてまいりましたし、また、警察官の増員等で、この数年、毎年増員をいただいておりますけれども、おかげでいわゆる空き交番の問題も解消に向かっていっていると言いうことができます。このほかに県有の警察力をいかにもっと効果的に効率的に運用していくかという、これはまさに我々警察幹部の力量ということになるわけでございます。

そういったことの中で、まず体制面ということでは、今年四月に私直轄の組織として犯罪抑止対策実施本部を設置いたしました。また、警察本部には泥棒の検挙を推進するための捜査第三課も新設したところでございます。犯罪抑止対策実施本部、これは特に若い警察官が主体の勢力でありますけれども、この勢力をとにかく犯罪が多発している、また、犯罪の多発が予想される地域に柔軟に機動的に、警察署の管轄区域とかいうものにとらわれずスイングさせて、ある一定期間、長期間、その地域に展開、活動させるといったようなことを行いました。おかげさまで検挙の方もかなり向上いたしております。

一方で、三番目の安全なまちづくりということでございます。先ほども申し上げましたけれども、県とともに県内の各市町村、地域住民の方々、あるいは団体、また事業者の方々とは協力をして、防犯意識の高揚、それからいろいろなシステムづくり、また地域における警戒力の向上といったようなことに努めてきておるところでございます。また、いろいろと私どもが持つております情報、これを地域の方々にもよく知っていただくべく、これまでも情報

の提供ということには努めておりましたけれども、遅まきながら、つい先日、県警のホームページ上にも、例えば子どもへの声かけ事案の発生状況といったようなものを公開するというようなことができました。このほか、先の九月議会、補正予算で御容認いただきましたけれども、県内各所で今、自主防犯パトロール活動の機運、取り組みが盛り上がってきておるわけですが、特にモデル事業としてということで、各種支援等のための予算措置を講じたところでございます。

今後の取り組ということでございます。まず刑法犯の認知件数が一七%強の減少という状況を見ております。しかも例えば殺人とか強盗とかいう凶悪犯の発生は、それをさらに上回る三〇%強の減少といったような状況もございません。このツー・プラス・ワンの戦略、取り組み、これは少なくとも方向性は誤っていない。むしろ、今後ともこの方針、この戦略を基本的には継続していくべきものと考えております。

あわせて、これまでも各種、地域の安全を図るための仕掛け、システムがございます。一例を挙げますと、子どもの安全の家とかけ込み一〇番といったようなものがございます。こういったもののさらなる拡充といったようなこと、これまで各種取り組みがなされておりますけれども、時間の経過とともにそれが形骸化といえますか、取り組みが弱まるといったようなことのないように、そういった面での御支援なりといったようなこと、そういった活動をエンカレッジするという着意といえますか、方向性というのがまちづくりの面において必要になってこようかと思っております次第であります。そういうことで今後も引き続き基本的には現

在の対策を進めて、これまではまちづくりの面では、とにかく量的に増やしていこうというのが中心でございましたけれども、今後は量的拡大とあわせて質的な拡充、そういうことに努めてまいりたいという具合に考えております。

腰塚 誠議員

次に、指定管理者制度についてお尋ねいたします。

群馬県においては、平成十八年四月の制度移行を目標に、指定管理者制度の導入が進められてまいりましたけれども、本年五月の議会では県の公の施設五十三施設について、設置管理条例の改正を行い、指定管理者制度の導入が決められました。そして、今議会において五十一施設の指定管理者を指定する議案が提案されております。

この指定管理者制度は、これまでの地方自治体や公社・事業団などの公共的団体に限定されてきた公の施設の管理について、民間企業やNPOなどの団体にも門戸を開こうとするものであります。従前と異なり、幅広い対象から指定管理者を選定することができるようになったことから、その選定に当たっては、一層の公平・公正な対応が求められるとともに、制度導入の趣旨に沿った成果を上げることのできる団体が選定されなければなりません。また民間企業への門戸開放は、新たな雇用を生み出す一方で、これまでの公の施設の管理・運営を担ってきた公社・事業団のうち、指定管理者の候補として選定されなかった団体における職員の雇用問題にもつながります。

そこで、総務担当理事にお尋ねします。

第一に、五十一施設の指定管理者について選定状況はどうか、特にこれまで県の公社・事業団に管理を委託してきた施設の選定状況はどのようになっていっているのでしょうか。

第二に、平成十八年四月の指定管理者制度移行に向けた今後のスケジュールはどのようになっていっているのでしょうか。

第三に、指定管理者制度の導入により、どのような効果が見込まれるのでしょうか。

第四に、選定から漏れた公社・事業団職員の雇用確保についてのようにお考えでしょうか。

以上四点についてお聞きいたします。

唐澤紀雄総務担当理事

指定管理者制度につきまして、群馬県としては、県民サービスの向上とコスト削減につながる指定管理者制度の導入を機に、行政改革をさらに推進して行く考えでありまして、民間の積極的な参入を歓迎する立場でございます。そのため、群馬県では、昨年九月議会において制定した「公の施設にかかる指定管理者の指定の手續等に関する条例」、いわゆる通則条例で指定管理者の選定を原則「公募」にすることといたしました。

そこで、第一に、五十一施設の指定管理者の候補者選定状況でございますが、五十一施設のうち三十一施設については「公募」により指定管理者の候補者を選定することとし、その他二十施設については「公募によらず」選定を行いました。その結果、民間事業者が選定されたものが十四施設、NPO法人が一施設で、合わせて約三割を占めた一方、県の公社・事業団は現在の三十二施

設が二十一施設に、市町村等は現在の十五施設が十一施設に減少しております。

第二に、今後のスケジュールでございますが、これら五十一施設については、議決後、知事等による指定管理者の指定を行い、県と指定管理者との間で協定を締結した上で、平成十八年四月から指定管理者による施設管理が開始される予定でございます。また、現在、選定作業を継続中の二施設、これは県立点字図書館と県クレー射撃場でございますが、これについても平成十八年二月議会に提案し、同様の手続を経て来年四月には指定管理者制度に移行させる考えでございます。

第三に、指定管理者制度導入による効果でございますが、今回提案している五十一施設の指定管理業務に係る管理費用の総額については、平成十六年度の実績が三十億六千万円であったのに対し、三年ないし五年の指定期間中における年平均の管理費用は二十三億八千万円を予定しております。年平均で六億八千万円、約二二%の経費削減が見込まれております。また、施設の管理・運営に関しては、施設の受け付け時間の延長やレストラン、販売施設などの充実、職員の接客マナー向上といった提案がなされておりました。制度導入により県民サービスの向上と県費の節減が図られるものと考えております。

第四に、選定から漏れた公社・事業団職員の雇用確保についてであります。公社・事業団が指定管理者に指定されず、団体における雇用の維持が困難になった場合は、基本的にはそれぞれの団体において個々の職員の意向をよく確認したうえで万全の対応をとるなど、各団体が自らの職員の雇用に関し責任を果たすべき

であると考えております。

腰塚 誠議員

指定管理者制度についてさらにお聞きしますが、民間企業等の管理となるものが十四施設ということ、制度導入の趣旨にかなった対応がなされたと考えられますが、引き続き県の公社・事業団が指定管理者の候補になるものが二十一施設、公募によらず選定を行ったものが二十施設など、見方を変えれば選定がどのように行われたのか確認しなければならぬ部分があると思えます。

そこで、選定委員会の委員構成はどうなっているのか、また、公平・公正な選定を行うためどのような点に配慮したのかをお聞きします。

唐澤紀雄総務担当理事

選定委員会の委員構成についてでございますが、県では指定管理者の候補者の選定に当たり、各施設所管局ごとに民間有識者、これは大学教授、公認会計士、弁護士、利用者代表の方々などで構成する選定委員会を合計八つ設置いたしました。委員の構成は、すべての委員会が民間委員が過半数となっており、全体では延べ五十七人の委員のうち四十一人、七二%が民間委員でございます。

次に、公平・公正な選定を行うため配慮した点であります。それぞれの選定委員会においては、あらかじめ募集要項で明らかにした選定基準に基づき事業計画書を審査したほか、プレゼンテーションやヒアリングを行い、県が支出する管理費用の額だけでなく、団体の持つノウハウを活用した意欲的な提案や事業に取

り組む考え方、事業実施体制などを総合的に勘案し、各施設を最も適切に管理・運営できる施設管理者の候補者を公平・公正に選定したところであります。

◎議案の委員会付託

第七十号議案から第九十六号議案及び承第三号については、それぞれの所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月十三日から十六日、十九日及び二十日までの六日間は、委員会審査等のため本会議を休会することに決定

本会議第四日（十二月二十一日）

◎第七十号から第九十六号までの各議案及び承第三号並びに各請願を議題とした委員長報告

長谷川嘉一保健福祉常任委員長、久保田順一郎環境農林常任委員長、須藤昭男産業経済常任委員長、岩井均県土整備常任委員長、金子浩隆文教警察常任委員長、小野里光敏総務常任委員長、岩井賢太郎地域活性化対策特別委員長、関根圀男環境づくり特別委員長、腰塚誠安全・安心案なくらし特別委員長、角田登環境共生社会特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○長谷川嘉一保健福祉常任委員長（概要）

最初に、保健・福祉・食品局関係では、まず、アスベスト対策に関して、「封じ込め」や「囲い込み」により措置済みとなっている施設の安全性や完全除去との関係が質疑されたほか、県有施設でアスベスト使用が認められた観山荘などの現状について当局の説明が求められました。

次に、介護保険制度に関しては、低所得者対策として新設された特定入所者介護サービス費及び制度が改正された社会福祉法人による利用者負担の減免制度について、それぞれの利用状況及び制度の周知に当たったの市町村や施設への指導状況が質疑されました。

そして、今回、三日間にわたり審議を続けた指定管理者の選定についてですが、選定委員会の委員については、公平で適正な審査を行ううえで最も重要な事項であり、どのような人が委員になっているのか、また、委員の名簿を公表することはできないのか、さらに、選定委員の中で候補団体と利害関係にある者はいないかなど、重ねて質疑がなされました。

さらに、施設ごとに指定管理者に移行後の管理運営体制や業務が適正に行われるのかといった点を中心に、複数の委員から活発な質疑がなされました。

十二月十九日、委員会を再開し審査を行いましたところ、県立義肢製作所については、指定を受ける団体の関係者が選考委員を兼ねていたことが明らかになったことから、選考の際に影響が及ぶ可能性を否定しきれないため、認めるべきでないとする意見が出されました。

質疑を終結し、討論を省略して採決いたしました結果、本委員会に付託されました議案のうち、第一七〇号議案及び第一九二号議案については県立義肢製作所に係る部分を全会一致で否決し、その他の部分については多数をもって可決すべきものと可決いたしました。

○久保田順一郎環境農林常任委員長（概要）

最初に、環境・森林局関係であります。指定管理者の選定について、現時点で選定委員が公表されていないことについてその理由が質されるとともに、応募件数が複数あった施設において、指定管理者候補者に選ばれた団体の役職者と、選定委員の重複の有無について質疑がされ、これに対して、当局から重複はないとの答弁を受けました。

次に、石田川河川敷の不法投棄事案に関連して、浸出水の詳細調査について、廃棄物から電解質が流出している可能性のある地点でのさらなる調査の必要性や、廃棄物と土砂の分別の方法について質疑されました。

次に、農業局関係ですが、指定管理者の指定について、選定委員の選任基準や、選定するうえでの透明性・公平性の確保について質疑され、候補者決定手続きについて疑問が寄せられていることが指摘されました。

そして、今回の指定管理者候補者のうち、2つの団体について、選定委員の中に当該団体の理事に就任している委員がいることが問題視され、公平で透明性の高い選定が行われるべきであるとの

観点から議論がなされました。

次に、フラワーパークの指定管理者選定に関連して、応募期間を延長した理由について質疑されたほか、指定管理者制度への移行によって経費が大きく節減される見込みであることから、その具体的な内容や施設改修の考え方について質疑されました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論では、指定管理者の指定に関して、選定委員の中に指定を受けようとする団体の役員に就任している委員がいることから、公平・公正が厳守されなければならぬ事案であるにも関わらず、著しく県民の不信を招くような選考過程があったとして反対討論が行われました。

討論の後、採決した結果、本委員会に付託された議案のうち、第七十号及び第九十二号については、「県立日本絹の里」及び「群馬県馬事公苑」に係る部分について全会一致により否決すべきものと決定し、その他の部分については多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、第七十八号及び第七十九号の各議案については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○須藤昭男産業経済常任委員長（概要）

最初に、産業経済局関係ありますが、市町村合併に伴い手薄になりがちな旧町村部への企業誘致について質され、旧町村部に対してもきめ細かく取り組むことにより、県土の均衡ある発展を図るようにとの意見がなされました。

次に、改正が予定されているまちづくり三法の改正内容、改正に対する当局の見解、大型店の出店状況と中心商店街の影響、具

体的な活性化対策などが問われ、人口が減少していく時代におけるライフスタイルの変化に対応した中心商店街への支援に期待が寄せられました。

続いて、企業局関係では、指定管理者制度について集中的に議論されました。

まず、ゴルフ場の指定管理者候補者の選定基準、応募者から提案された内容の評価の方法、不採用となった応募者への通知及び説明の方法、選定委員会が選定した企業についての企業局の所感及び評価、選定から漏れた観光開発公社職員の雇用に対する考え方が質疑され、再雇用に対する支援が求められました。

討論では、前橋ゴルフ場に指定管理者制度を導入する際には、今日に至った経過を検証し、速やかな本事件の解決に最大限の努力を払うことは言うまでもないが、現状では、利用者が安心してより高いサービスを受けることができるのかどうか疑問が残るとの反対意見が述べられました。

討論を終結して採決いたしました結果、本委員会に付託されました議案のうち、第一九二号議案の前橋ゴルフ場に係る部分については全会一致をもって否決、その他の議案については全会一致をもって原案のとおり可決及び承認すべきものと決定をいたしました。

○岩井賢太郎地域活性化対策特別委員長（概要）

初めに、「二十一世紀のプラン」の改定に関連して、現行の「二十一世紀のプラン」の総括や検証の必要性について質疑されるとともに、「ぐんま新時代の県政方針」との整合性について質され

ました。

また、検討委員会の構成委員や公募のあり方について質疑されたほか、検討に当たって、県民、地域を代表する県議からの意見を十分に取り入れているかどうか、県の見解が質されました。

次に、世界遺産登録推進に関連して、登録の対象範囲の絞り込みについて県の考え方が質されるとともに、旧富岡製糸場の県内外からの見学者数や内部見学の実施状況について質疑されたほか、国外をはじめ、全国的に認知度を上げるための方策について論議されました。

次に、市町村合併に伴う支援策に関連して、「自立・連携・支援プラン」調査研究報告書に基づく県の取り組みについて質されたほか、統合補助金の創設について質疑をされました。また、消防の広域化について県の見解が質されるとともに、地震等、災害発生時の広域消防体制の整備の必要性について論議されました。

続いて、高崎競馬場の跡地対策に関連して、事務処理の具体的な進捗状況について質されるとともに、五月に発足した「旧高崎競馬場跡地利用検討連絡会議」の内容等について質疑されたほか、これまで開催された会議の結果について委員会への資料提供を求めました。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

第一七〇号議案及び第一九二号議案は一部否決、その他の各

議案及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎ 発議案の付議（職員朗読）

議第十三号議案 「尾瀬国立公園」の実現を求める意見書

◎ 提案説明及び委員会付託を省略し、採決

本発議案は原案のとおり可決

◎ 特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審議に付することに決定

◎ 表彰状の伝達及び顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式

・ 式辞

中村紀雄議長

・ 全国都道府県議会議長会表彰状伝達 中村紀雄議長

田島雄一議員（在職二十五年以上）

岡田義弘議員、塚越紀一議員、金子泰造議員、

荻原康二議員、安樂岡一雄議員、南波和憲議員、

亀山豊文議員、黒沢孝行議員、五十嵐清隆議員、

星野 寛議員、山本 龍議員（在職十年以上）

・ 群馬県議会顕彰状授与 中村紀雄議長

田島雄一議員（在職二十五年以上）

岡田義弘議員、塚越紀一議員、金子泰造議員、
荻原康二議員、安樂岡一雄議員、南波和憲議員、
亀山豊文議員、黒沢孝行議員、五十嵐清隆議員、
星野 寛議員、山本 龍議員（在職十年以上）
・ 知事感謝状贈呈 小寺弘之知事

田島雄一議員（在職二十五年以上）

岡田義弘議員、塚越紀一議員、金子泰造議員、

荻原康二議員、安樂岡一雄議員、南波和憲議員、

亀山豊文議員、黒沢孝行議員、五十嵐清隆議員、

星野 寛議員、山本 龍議員（在職十年以上）

・ 祝辞 矢口 昇議員

・ 謝辞 田島雄一議員

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案三十一件（うち可決二十九件、一部否決二件）

議員提出議案一件（うち可決一件）

二 請願の審査状況

請願五十件（うち採択十二件、一部採択九件、不採択一件、

審査未了五件、継続審査二十三件）

第三十二項 平成十八年二月定例会

平成十八年二月定例会概括表

2月27日	2月24日	2月17日	月日
<p>予算特別委員会正副委員長 互選結果報告</p>	<p>人事委員会の意見書の配 付</p>	<p>開会に先立ち群馬交響楽 団による演奏 委員派遣要求承認の報告 監査委員の監査報告の配 付 議案の送付書及び意見書 の処理結果朗読 新任者の紹介 議案提出書朗読</p>	<p>諸般の報告・紹介</p>
	<p>予算特別委員会委 員の選任</p>		<p>選 挙・指 名 会議録署名議員の 指名</p>
<p>第一号議案 第八五号議案 承第一号 議第二号議案</p>	<p>第一号議案 第八五号議案 承第一号 議第二号議案</p>	<p>第一号議案 第八五号議案 承第一号 議第二号議案、議</p>	<p>上 程 議 案</p>
<p>一般質問 岩上憲司 答弁 内山教育長 関根企業管理者 山本 企画担当理事 加藤農業担当理事 川西 県土整備担当理事 一般質問 塚越紀一 答弁 石原教育委員会委員長 内山教育長 一般質問 金田克次 答弁 福島保健・福祉・食品担当理事 加 藤農業担当理事 一般質問 木暮繁俊</p>	<p>一般質問 南波和憲 答弁 小寺知事 唐澤総務担当理事 加藤 農業担当理事 池田産業経済担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 長崎博幸 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本 部長 池田産業経済担当理事 一般質問 早川昌枝 答弁 小寺知事 内山教育長 川西県土整 備担当理事 小澤食品安全会議事務局長</p>		<p>質 疑・一 般 質 問・討 論 の 審 議</p>
<p>休会の議決</p>		<p>委員報告・議決・その他 会期の決定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 議第一号議案、可決 金子泰造議員の議第二号議案の 提案説明 請願の委員会付託 休会の議決</p>	<p>状 況</p>

3月2日	3月1日	
		<p>予算特別委員会委員の辞任及び選任</p>
<p>第一号議案 第八五号議案 承第一号議案 議第二号議案</p>	<p>第一号議案 第八五号議案 承第一号議案 議第二号議案</p>	
<p>一般質問 金子浩隆 整備担当理事 池田産業経済担当理事 谷口病院管 理者 川西県土 答弁 小寺知事 内山教育長 福重隆浩 一般質問 大木環境・森林担当理事 福島保健・福祉・食品担当 理事 高橋警察本部長 唐澤総 務担当理事 小林義康 答弁 小寺知事</p>	<p>川西県土整備担当理事 池田産業経済担当理事 福島保健・福祉 唐澤総務担当理事 小野里光敏 答弁 唐澤総務担当理事 真下誠治 小澤食品安全会議事務局長 唐澤総務担当理事 山本 企画担当理事 小寺知事 唐澤総務担当理事 小野里光敏 答弁 唐澤総務担当理事 福島保健・福祉 ・食品担当理事 池田産業経済担当理事 川西県土整備担当理事 唐澤総務担当理事 高橋警察本部長 福島 保健・福祉・食品担当理事 大木環境・ 森林担当理事 川西県土整備担当理事 小澤食品安全会議事務局長 唐澤総務担当理事 山本 企画担当理事 小寺知事 唐澤総務担当理事 小野里光敏 答弁 唐澤総務担当理事 福島保健・福祉 ・食品担当理事 池田産業経済担当理事 川西県土整備担当理事</p>	<p>加藤農業担当理事 唐澤総務担 当理事 高木副知事 福島保健・福祉・食品担当理事 高木副知事 唐澤総務担 当理事 福島保健・福祉・食品担当理事 池田産業経済担当理事 加藤農業 担当理事 大木環境・森林担当理事 池田産業経済担当理事 橋爪洋介 答弁 小寺知事 高木副知事 唐澤総務担 当理事 福島保健・福祉・食品担当理事 唐澤総務担 当理事 平田英勝 答弁 小寺知事 内山教育長 谷口病院管 理者 福島保健・福祉・食品担当理事 大沢幸一 答弁 小寺知事 福島保健・福祉・食品担 当理事 大木環境森林担当理事 川西県 土整備担当理事 小澤食品 安全会議事 務局 局長 五十嵐清隆 答弁 内山教育長 高橋警察本部長 福島 保健・福祉・食品担当理事 大木環境・ 森林担当理事 川西県土整備担当理事 小澤食品 安全会議事 務局 局長</p>
<p>議案の委員会付託 休会の議決</p>		

3月20日	3月7日	
議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読		
第一号議案 第五七号議案 請願 議第六号議案 議第三号議案 議第五号議案 第八六号議案（追加）	第五八号議案 第六七号議案 第六九号議案 第八五号議案 承第一号 第六八号議案 議第二号議案	
委員長報告に対する討論 伊藤祐司 一部反対の討論 南波和憲 賛成討論 長崎博幸 賛成討論	常任委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 議会運営委員長報告に対する討論 早川昌枝 反対討論 南波和憲 第六八号議案に対する反対討論及び議第二号議案に対する賛成討論 長崎博幸 同右	答弁 小寺知事 内山教育長 関根企業管理 理者 唐澤総務担当理事 山本企画担当 理事 大木環境・森林担当理事 一般質問 中島資浩 答弁 小寺知事 内山教育長 福島保健・ 福祉・食品担当理事 一般質問 亀山豊文 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本 部長 唐澤総務担当理事 川西県土整備 担当理事
委員長報告 第一号議案は原案のとおり可決 議第六号議案、原案のとおり可決 第二号、第五七号の各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定 議第三号議案、議第五号議案、可決 特定事件の継続審査 知事の提案説明 第八六号議案は原案に同意しないことに決定	委員長報告 第五八号議案及び第七二号議案は委員長報告のとおり修正可決 第五九号、第六七議案、第六九号、第七一号議案、第七三号、第八五号議案及び承第一号は委員長報告のとおり可決及び承認 議会運営委員長報告 第六八号議案否決、議第二号議案可決 休会の議決	

本会議第一日（二月十七日）

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

監査委員の監査報告の配付

議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎新任者の紹介

富岡恵美子代表監査委員（二月十七日付）

◎会議録署名議員の指名

岩上憲司、福重隆浩、金子一郎の各議員を指名

◎会期の決定

会期は、二月十七日から三月二十日までの三十二日間とする
ことに決定

◎議案の上程

第一号議案	平成十八年度群馬県一般会計予算	第十八号議案	群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例
第二号議案	平成十八年度群馬県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	第十九号議案	群馬県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
第三号議案	平成十八年度群馬県災害救助基金特別会計予算	第二十号議案	障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
第四号議案	平成十八年度群馬県農業改良資金特別会計予算	第二十一号議案	知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
第五号議案	平成十八年度群馬県農業災害対策費特別会計予算		
		第六号議案	平成十八年度群馬県有模範林施設費特別会計予算
		第七号議案	平成十八年度群馬県営競輪費特別会計予算
		第八号議案	平成十八年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計予算
		第九号議案	平成十八年度群馬県用地先行取得特別会計予算
		第十号議案	平成十八年度群馬県収入証紙特別会計予算
		第十一号議案	平成十八年度群馬県林業改善資金特別会計予算
		第十二号議案	平成十八年度群馬県流域下水道事業費特別会計予算
		第十三号議案	平成十八年度群馬県公債管理特別会計予算
		第十四号議案	群馬県消費生活条例
		第十五号議案	群馬県医師確保研修学修資金貸与条例
		第十六号議案	群馬県障害者介護給付費等不服審査会条例
		第十七号議案	群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
		第十八号議案	群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例
		第十九号議案	群馬県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
		第二十号議案	障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
		第二十一号議案	知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

第二十二号議案	群馬県高压ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例	第三十五号議案	群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例
第二十三号議案	群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	第三十六号議案	群馬県繊維工業試験場手数料条例の一部を改正する条例
第二十四号議案	群馬県情報公開条例の一部を改正する条例	第三十七号議案	群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第二十五号議案	群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	第三十八号議案	群馬県通訳案内業法関係手数料条例の一部を改正する条例
第二十六号議案	群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例	第三十九号議案	群馬県立公園条例の一部を改正する条例
第二十七号議案	群馬県結核診査協議会条例の一部を改正する条例	第四十号議案	群馬県流域下水道条例の一部を改正する条例
第二十八号議案	群馬県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例	第四十一号議案	群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
第二十九号議案	群馬県保育士関係手数料条例の一部を改正する条例	第四十二号議案	公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
第三十号議案	群馬県旅館業条例の一部を改正する条例	第四十三号議案	群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第三十一号議案	群馬県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	第四十四号議案	群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例
第三十二号議案	群馬県立医療短期大学条例の一部を改正する条例	第四十五号議案	群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例
第三十三号議案	群馬県立県民健康科学大学条例の一部を改正する条例	第四十六号議案	全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
第三十四号議案	群馬県植物防疫施設設置条例の一部を改正する条例	第四十七号議案	下水道法第三十一条の二の規定による市町村の負担について
		第四十八号議案	包括外部監査契約の締結について

第四十九号議案	平成十八年度群馬県電気事業会計予算	第六十五号議案	平成十七年度群馬県工業用水道事業会計補正予算(第二号)
第五十号議案	平成十八年度群馬県工業用水道事業会計予算	第六十六号議案	平成十七年度群馬県団地造成事業会計補正予算(第二号)
第五十一号議案	平成十八年度群馬県水道事業会計予算	第六十七号議案	平成十七年度群馬県病院事業会計補正予算(第三号)
第五十二号議案	平成十八年度群馬県団地造成事業会計予算	第六十八号議案	群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例
第五十三号議案	平成十八年度群馬県駐車場事業会計予算	第六十九号議案	群馬県統計調査条例の一部を改正する条例
第五十四号議案	群馬県公営企業職員定数条例の一部を改正する条例	第七十号議案	群馬県立高齢者介護総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第五十五号議案	群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	第七十一号議案	群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第五十六号議案	群馬県ゴルフ場管理条例の一部を改正する条例	七十二号議案	指定管理者の指定について
第五十七号議案	平成十八年度群馬県病院事業会計予算	第七十三号議案	地方財政法第二十七条の規定による市の負担について
第五十八号議案	平成十七年度群馬県一般会計補正予算(第十一号)	第七十四号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第五十九号議案	平成十七年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算(第一号)	第七十五号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第六十号議案	平成十七年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計補正予算(第一号)	第七十六号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第六十一号議案	平成十七年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算(第二号)	第七十七号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第六十二号議案	平成十七年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算(第二号)		
第六十三号議案	平成十七年度群馬県公債管理特別会計補正予算(第一号)		
第六十四号議案	平成十七年度群馬県電気事業会計補正予算(第二号)		

第七十八号議案 地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について

第七十九号議案 地方財政法第二十七条の規定による町の負担について

第八十号議案 地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について

第八十一号議案 地方財政法第二十七条の規定による市町の負担について

第八十二号議案 土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担について

第八十三号議案 土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担について

第八十四号議案 下水道法第三十一条の二の規定による市町村の負担の変更について

第八十五号議案 工事委託契約の変更について
承 第一号 専決処分の承認について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

平成十八年度当初予算についてであります。

予算総額は七千九百七十三億二千七百五十万円となり、前年度に比べ〇・一％増と、二年連続の増額となりました。

群馬県としては、福祉や二〇〇七年問題などとあわせて、建設業をはじめとする中小企業の再生、支援に積極的に取り組むことにより、経済全体の明るい兆しを県内の隅々にまで行き渡らせた

いと考え、「本格回復」型の予算を編成いたしました。

「本格回復」型の予算の編成に当たっては、五つの柱を立てました。

第一に「景気の回復をすみずみまで」であります。

中小企業の再生や起業を支援するとともに、雇用対策、企業誘致などにも積極的に取り組み、景気の回復が県内隅々にまで行き渡るようにしてまいります。

第二は「弱者を守る」であります。

福祉や医療などに関する補助金が圧縮される傾向にあります。高齢者の割合が増加し、病気や障害をお持ちの方も増えています。

努力しながらも弱い立場にある人々に対して、厳しい財政状況でも行政として必要な支えを確保し、温かみのある県政としていかなければならないと考えております。

第三は「群馬の未来を拓く」であります。

二〇〇七年に団塊の世代の大量退職が始まります。少子高齢化が進む中で、とかく悲観的に捉えがちですが、私は前向きに考えております。団塊の世代が培ってきた知識、経験、能力を活かし、社会に参加する機会を提供することで、さらに成熟した社会になると期待しています。

第四は「平成の大合併」であります。

この三年間に市町村数は四割以上減少いたします。昭和の大合併以来、半世紀ぶりに群馬の行政システムが大きく再編成されることとなります。

群馬県としては、理事制や県民局をしっかりと根付かせ、庁内分権と市町村への権限移譲を積極的に進め、この動きに対応してま

います。

また、県議会のあり方についても、市町村合併などによる大きなシステムの変更に連動して、選挙区と定数の見直しを行うべきであるという県民の強い要請が、私に対しても寄せられました。議会に対し条例改正の提案権を与えられている知事としては、これらの多くの意見を重く受け止め、その責任を果たす必要があると考え、条例改正を提案することといたしました。

第五は「行財政改革」であります。

スリムな政府をつくってほしいというのは国民共通の願いであります。分権の時代を迎えた地方においてこそ、率先して手がけていきたいと思っております。

変えるべきものは変え、守るべきものは守り、群馬の未来を見据え、県民の県民の皆様と心一つにして、群馬県の発展と県民生活の向上のため、しっかりとした群馬県政を推進してまいります。

◎意見の聴取

第十七号から第十九号並びに第四十二号及び第四十三号の各議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎発議案の付議（職員朗読）

議第一号議案 特別委員会の設置について

議第二号議案 群馬県議会の議員の選挙区の特例に関する条例及び群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の

び群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の

一部を改正する条例

◎議第一号議案について提案説明及び委員会付託を省略し採決
議第一号議案は原案のとおり可決

◎議第二号議案の提案説明（概要）

○金子泰造議員

この議案は、議会内の検討組織により得られた成案を、しかるべき手続を経て、議会運営委員会の有志等をもって、発議したものであります。

中身は大きく分けて二点あります。一つは、市町村合併に伴う選挙区割の実施時期を次の一般選挙から新選挙区で実施できるように短縮しようとするものであります。

もう一つは、次の一般選挙以後の議員定数を現行の五十六人から五十人に減じようとするものであります。そして、この定数をもととした選挙区と、その配当数を公職選挙法の原則を基本とした取り扱いに定めようとするものであります。

◎請願の委員会付託

二月十日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

二月二十から二十三日までの四日間は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（二月二十四日）

◎諸般の報告

第十七号から第十九号並びに第四十二号及び第四十三号の各議案について、群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎予算特別委員会委員の選任

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎一般質問（第一号から第八十五号までの各議案及び承第一号並びに議第二号の発議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 南 波 和 憲

- 1 平成十八年度当初予算について
- 2 行財政改革について
- 3 耐震設計について
- 4 産学官連携の現状と今後の支援策について
- 5 介護保険制度の見直しについて
- 6 群馬建設産業再生支援について
- 7 今後の治安対策について
- 8 群馬県議会議員の選挙配当数及び議員定数について
- 9 地元問題について

二 フォーラム群馬 長 崎 博 幸

- 1 平成十八年度予算について
- 2 ゆとり教育と学力向上について
- 3 警察力向上と犯罪抑止対策について
- 4 二〇〇七年問題について
- 5 格差社会について
- 6 県議会議員定数と選挙区の見直しについて
- 7 公立図書館充実について

三 日本共産党県議団 早 川 昌 枝

- 1 県民をとりまく情勢の認識について
- 2 貧困と社会的格差是正のための、県政として緊急に取り組むべき施策について
- 3 群馬化成産業（株）の悪臭等の根本的な環境改善策について
- 4 議員定数削減・区割り変更の議案について

早川昌枝議員

最後になりましたが、議員の定数削減と区割り変更の議案についてお聞かせいただきたく思います。知事にお聞きいたします。まず、知事の定数削減の提案は、自らの行政執行に対するチェック機能を弱めることを議会に強要するようなものというふうには、審議機関と執行機関のチェック・アンド・バランスを弱める

ものとも受け止めていません。知事の政治姿勢としても問題があると思えますけれども、今申し上げました点について知事のお考えをお聞かせください。

小寺弘之知事

県議会の政治的な基礎は県民にあります。県議会の基本となる定数問題や選挙区の問題は、県民にオープンな形で議論すべきものでありまして、議会の中だけで検討するというのは適当でないと思っております。

そして、議会にも同じであります。私にも県民や市町村等から、定数問題、選挙区の問題の見直しについて要望が多数寄せられております。そして、私としては、いろいろ考えた上で、慎重に考えた上で、条例提案権というものが与えられている知事としての政治責任を果たす必要があると判断をして条例案を提出したものであります。

もとより、議会への干渉といった意図はなくて、やはりこの問題は広く政治の土俵を決める問題でありますから、いろいろな選択肢が出て、議論、意見が出て、その中から、議論を重ねた上で最適と思われるものを決定すればいいと思います。その間のプロセスが大事でございまして、県民にオープンな形で問題点を議論していただきたいというのが私の希望であります。

そして、この条例案の議決権というのは、申すまでもなく議会にあるわけでありまして、最終的な判断は議会で行われることになります。したがって、その最終結論に至った経緯について、議会も県民に対して説明責任を果たすことが必要ではないかと思っ

ております。

仮に議員が何人になろうとも、四十五人であろうとも、議会の権能自体が弱まるものではありません。さらに活発な議員活動によつて県政の発展が寄与されるものであるというふうには私は思っております。

早川昌枝議員

知事自らが議員削減の提案をするということが特異——特異という言葉がわかりづらい、イレギュラーでおかしなことかということだと思っております。私はそう考えています。全国都道府県議長会事務局でも、「こういう例は聞いたことがない」というふうにおっしゃっているということを仄聞しています。

知事は、県民の声を大事にすると言いますが、議会にもそういういろんな声があるということは私も承知しています。いろいろな要請書も出されましたけれども。しかし、県民の声を代表するのは自分なんだと、議会は無視しているかのような構図を描くべきではないというふうに思います。

小寺弘之知事

私は、県民のいろいろな意見を踏まえて、考えて提出しているわけです。私の意見がすべて通るわけではなくて、議決権は議会にあるわけですから、議会が決定するものだと思っております。

私も、この提案をすることについては、異例なことであるだけに、一所懸命これが適当であるかどうか、ずっと考えてまいりました。一昨年ですか、秋、請願や何かが出てからも、議会がどの

程度この問題について議論がなされているか、オープンな形で議論がなされているかということを見ましたけれども、私も、「その委員会に出席したい」と言ったにもかかわらず、「出席はしないでよろしい」と言われるわけですね。それは私がまだ意見を申し上げる前からやっていることでありまして、それは、議会のことは議会だけで決める、ほかの人は入れないという、これと同じではないかというふうに私は思った次第であります。

早川昌枝議員

議会のことは議会で決めるということと知事の出席を求めなかったということは、別なことだというふうに私は考えています。やっぱり自らがチェック機能を弱めることを提案するということが自体が異例なことなんだということを、ぜひ誠意を持って捉えていただきたいというふうに思うんです。

ちよっとお聞きしておきたいと思うんですが、議案提案権の問題が出ました。確かに知事の方もそんなお話を前にもおっしゃっていたような気がするんですが、しかし、議案提案権があっても何をやってもいいということにはならないんじゃないでしょうか。

逆に、議会がもし知事の手足を縛るようなことになれば、まさに泥仕合じゃありませんか。だから、私も、定数削減には反対ですけども、議会と執行部のあるべき原点到ち返って、良識ある判断をすべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

小寺弘之知事

平成の大合併というのは、非常に大きな地方行政システムの変革でございます。そして、この後に控えているのは、政府が検討しているのは、道州制はどうであるかとか、そういうことまで検討の素材が上がっているわけです。ですから、その前に、私たちは地方自治体として自らの責任を果たして、そして国の政策と違うならば、違うということを言えるだけの自分たちも努力をしなければいけないというふうに思うわけです。

私が提案したことは何ら議会を束縛することにならないわけでありまして、議会は議会として適切なる条例を判断して議決していただければいいと思うのであります。そして、早川議員も、定数が六十がいいとおっしゃるならば、その六十であるということ皆さんにわかるように説明していただきたい、このように思うのであります。

本会議第三日（二月二十七日）

◎諸般の報告

予算特別委員会の正副委員長互選の結果報告

◎一般質問（第一号から第八十五号までの各議案及び承第一号並びに議第二号の発議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

- 一 自由民主党 岩 上 憲 司
 - 1 修学旅行の取り組みについて
 - 2 群馬県立農林大学の在り方について
 - 3 建設業界に対する県の方針について
 - 4 敷島公園、周辺のスポーツ施設の利用について
 - 5 地元問題、多田山住宅団地の経過と今後の対応について
- 二 フォーラム群馬 塚 越 紀 一
 - 1 教育行政について
 - 2 脳脊髄液減少症の治療法について
 - 3 群馬県汚水処理計画について
 - 4 高金利対策について
 - 5 民間主導の少子化対策について
- 三 自由民主党 金 田 克 次
 - 1 麦作等経営安定緊急対策等の実施に伴う本県の対応について
 - 2 障害者自立支援法の施行に伴う本県の障害政策について
 - 3 小児救急医療体制等の整備について
- 四 自由民主党 木 暮 繁 俊
 - 1 活力ある森林の整備について
 - 2 食品の安全・安心について
 - 3 平成十八年度制度融資について

- 五 自由民主党 橋 爪 洋 介
 - 1 少子化対策について
 - 2 「ぐんま昆虫の森」について
 - 3 「地域コミュニティ支援事業」について
 - 4 県ホームページへの質問答弁の掲載について
 - 5 高崎競馬場跡地利用について
 - 6 (仮称)西毛中核病院について
 - 7 指定管理者制度の選定について

金田克次議員

次の質問に参ります。小児救急医療体制につきまして非常に不安を覚えているお母さん、お父さん等がいるわけですが、私たちが小さいころはよかったですね。村に一軒あるかないかの何でも診てくれるお医者さんがいた。その人たちに対応してもらって私たちは成長できたわけですね。ところが、今なかなか難しいそうですね。昔のことを言っても始まらないということらしいんですね。それで、特に小児救急医療につきましては大いなる関心があるわけなんですけれども、群馬県の小児救急医療体制というの、一口に言ったら今どんな状況にあるのでしょうか。理事からちよつと御説明をお願いいたします。

福島金夫保健・福祉・食品担当理事

本県の小児救急医療体制につきましては、初期救急、二次救急、三次救急と三階層になっております。一次救急につきましては、開業医の先生方を中心といたしました在宅当番制、また、休日夜

間急患センターというような形で実施しております。二次救急につきましては、二次医療圏ごとに救急輪番制を一般救急としてやっておりますけれども、小児救急にしましては、県内を中毛、西毛、北毛、東毛の四ブロックに分けてまして、これは基幹病院の病院群輪番制という形でやっております。残念ながら東毛ブロックについてはまだ整っていないという状態でありまして、二次救急部分については、それぞれの病院が個々にやっていたという形になっている形になります。三次救急については、前橋、高崎の二病院が救急救命センターとして、さらには群大と小児医療センターが第三次の救急を賄うという形をとっております。

金田克次議員

なんで東毛は西毛に対してそういう違いが生じたのでしょうか。それに対して理事はどのようなお考えでこの問題に対応されていらっしゃるのでしょうか。

福島金夫保健・福祉・食品担当理事

東毛ブロックにおきましては、輪番制の導入については当然検討していただきました。お願いをしておるわけなんです。東毛ブロックは桐生、太田、館林の三地域をブロックとして考えて進めてきております。そういった関係から、地理的な距離感でありますとか、受診するお母さん方だとか、あと医療機関に勤めるお医者さんたち独立性が強いといいますか、自ら地区内は地区内のできるのではないかというふうなお考えで、病院群としての連携がなかなかとりにくいというのが実情だというふう

に聞いております。その結果、今の段階ではできていないというのが実情というふうな理解をしております。

金田克次議員

大変な御苦労があるのでしようけれども、それぞれのお考えがあるのではありませんけれども、しかし、サービスを受ける、いわゆる患者側にとっては、いつときも猶予ができないわけですね。そういうときに早く安心できるようなシステムを構築しなければならぬというわけですが、東毛地区については、どんな県の対応が考えられますか。

福島金夫保健・福祉・食品担当理事

我々の方は、先ほど申し上げましたように、東毛地区という桐生、太田、館林全体の中で病院群を形成したらどうかという形を考えておりますが、病院の中では、圏域を超えた形で、個別の病院との連携ができるやの話も聞いております。そういったこともありますので、我々とすると、我々が考えた形ではなくて、病院のやりやすい体制についてもよくお聞きをして、ぜひともなるべく早い時期に、ブロック全体という形ではなくて、中核となる病院とどこかほかのところと一緒にやってやっていたかどうかによって小児科医の勤務軽減を図りたいというふうには考えております。

金田克次議員

ぜひ一日も早く安定したシステムが構築できて、患者が安心して

きるような状態にしていたきたいと思うんですけども、小児に絡むことですけれども、ほかの医療につきまして、特別にこれから手を入れていく必要があるようなところ、例えば、富岡総合病院の柴山先生は、一次救急医療をしっかりとすることによって二次救急医療もうまくいくんだということ、相関連していると思いますね。ですから、あまり時間がかかるようでしたら、すぐに行けるところから、やさしいところから進めていって、しっかりとした体制整備をしていくということもひとつの順序かという気がいたしますね。群馬県全体の小児救急医療の一次救急医療、二次救急医療のあり方について、お考えを聞かせてください。

福島金夫保健・福祉・食品担当理事

小児救急の場合は、きちつとした形で整いませんと乳幼児死亡率が上がってくるというような形になりますし、安心して子どもを育てるといふ形にはなっていきません。ですので、ぜひそこら辺のところは力を入れてこれからやっていきたい。

さらに、その前段階になりますけれども、周産期の部分につきましても、小児救急の部分と非常に連動する部分があります。NICUなんかは特にその一部かなというふうに思います。そういった意味では、医師の確保がものすごく課題でありますので、産科医、小児科医の確保についてこれからも意を尽くしたいというふうに考えております。

木暮繁俊議員

次に、食品の安全・安心という観点から、農薬の飛散、いわゆ

るドリフト防止対策への県の取り組みについてお伺いいたします。

食品衛生法が改正され、本年五月二十九日から食品中の残留農薬基準を強化するポジティブリスト制度が導入され、農薬が基準を超えて残留する農産物の流通が禁止されることとなります。今まで基準値のなかった農薬についても残留基準値が設定され、最も厳しい基準では、これは小学校の二五メートルプールに塩一つかみ、すなわち三グラムを溶かした程度の濃度のことだそうでございますが、〇・〇一ppmという数値も示されており、農薬使用に当たっては農薬取締法の定める使用基準を遵守することが求められております。農薬に対する消費者の不安を取り除き、食の安全を第一に考えると、残留農薬基準の強化は当然の施策と考えられます。

しかし、本県の生産現場では、狭い圃場での混作、果樹園などでの混植栽培が行われており、スピードスプレーヤーなどの大型防除機での農薬散布が適切に実施された場合であっても、農薬飛散を完全に防ぐことは困難であると言わざるを得ないのであります。こうしたことから微量の農薬が周辺の農作物に付着して検出され、出荷、流通が不可能となる事案の発生が危惧されます。

昨年の九月議会において、星野寛議員の残留農薬等のポジティブリスト制導入に向けた取り組みについての質問に対して、農業担当理事から次のような答弁をいただいております。「ポジティブリスト制導入後は予期しない作物での残留農薬の検出が心配されることから、国の作成したドリフト防止対策ガイドランス、県の作成した農薬散布時の飛散防止対策について等を活用し、啓発資

料の配付、県ホームページへの掲載、農薬講習会の開催などを通じ、農薬使用者への農薬飛散（ドリフト）防止対策の周知徹底を図っていく」とのことです。

しかし、農薬使用者、特に果樹生産者からは、傾斜地の狭い圃場の中で異なった種類の作物栽培を行う地区における農薬飛散対策への不安の声が聞かれます。例えば、収穫までの栽培期間が長く、病害虫が多発するため、農薬散布回数が多いナシ園においては、隣接する梅園やスモモ園に農薬の飛散する機会が多く、それだけ残留基準を超える農薬、適用外の農薬が検出されるおそれが高くなると思われます。

また、残留農薬基準のポジティブリスト制、農薬のドリフト対策に対する情報が農薬使用者、県民に十分伝わっていないのではないかとこの声もあります。

農薬の飛散は農家だけの問題ではなく、家庭菜園や街路樹などへの散布農薬が飛散して周辺の農作物にかかり、残留農薬として検出されることも考えられます。こうしたことから、農薬の飛散問題は全体的な問題として広く県民に周知される必要があると思われまます。

そこで、農業担当理事に次の点についてお伺いいたします。

まず第一に、間近に迫った残留農薬基準のポジティブリスト制導入に対して、農業局はどのような認識を持って対応しているのか、お尋ねします。

また、ポジティブリスト制導入に対して、農薬使用者、とりわけ果樹生産農家は農薬の飛散対策不安を持っているが、県はどのような対策指導を行ってきたのか、お伺いします。

加藤光治農業担当理事

最初に、残留農薬基準のポジティブリスト制導入についての認識ということでございます。この案件は、農薬の使用方法を定める農薬取締法の改正が行われるわけではございません。したがって農薬取締法で定める農薬の使用基準や農作物の汚染を防ぐなどの農薬使用者としての法的な責務を遵守して農薬を使用している限りにおいては、ポジティブリスト制移行後も農薬散布後の残留に大きな問題はないと考えてはおります。

しかし、本問題は、現場における物理的な問題ということでございます。理論的なことではございませんので、生産現場では、お話のとおり、農薬飛散の問題が危惧されております。こうした現状、関係者の危惧等をつかり踏まえて対応していかなくてはならないと認識しております。

こうした認識のもとに、関係者への対応でございますが、農作物安全確保に万全を期するため、農業者や防除業者、ゴルフ場の管理者、家庭菜園など、農薬を散布、使用するすべての者に対して、各種研修会などを通じてポジティブリスト制度の周知と農薬の適正使用の徹底を図るよう啓発、指導をしております。

本県では、昭和五十三年から全国に先駆けて県の制度で農薬管理指導士という制度を設けておりますが、この管理指導士の協力も得まして、農薬を購入する者に対して農薬の安全使用や飛散防止を呼びかけてきております。また、新たに本年度、農薬適正使用推進員という制度を設けましたが、この新しい推進員を通じて農業者の自覚を促し、農薬の適正使用、飛散防止への取り組み

みを推進しております。

具体の農業使用者への指導等であります。平成十五年五月の食品衛生法の改正以降、国や県で作成した農薬飛散対策資料等をもとに、農薬使用者に対しまして啓発資料の配付、県ホームページでの情報提供、各種研修会の開催などを行いまして、ポジティブリスト制度の周知と、いわゆるドリフト、飛散防止対策の啓発、指導を行ってまいりました。さらに本年二月三日には、県、農業団体、農薬販売者団体が協力して群馬県農薬飛散防止対策協議会を立ち上げまして、これまで以上に飛散防止に取り組む体制を整えたところであります。

また、この二月十四日には、市町村、農業団体、生産者組織、農薬販売者、ホームセンターなどに呼びかけまして、全県的な規模での農薬の飛散防止対策会議を開催して、農薬飛散対策について技術情報などを伝達し、関係者に注意を喚起したところであります。

個別の飛散防止対策技術につきましては、今申し上げました農薬飛散防止対策協議会が作成し、各県民局に地域指導班を設けておりますが、ここで農薬使用者に対して各種研修会や、市町村広報等を通じてきめ細かな指導をしております。

今後、お話の中にありました種類の異なる果樹、圃場が隣接するような地域においての飛散問題等の危惧があります。こうした地域においては、散布方法の見直し、ドリフトレスノズル、あまり飛散しないようなノズルですね。それから農薬遮蔽板の使用とか、散布時の圧力の低下などを行うことであります。こうしたこととあわせて、農薬遮蔽シートの設置を推進しております。

◎休会の議決

二月二十八日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（三月一日）

◎予算特別委員会委員の辞任及び選任

予算特別委員会委員の岩井賢太郎議員、石原 条議員、岡田 義弘議員より辞任願が提出され、議長において許可したことを報告

予算特別委員会委員に角田 登議員、田島雄一議員、大澤正明議員を指名し、選任することに決定

◎一般質問（第一号から第八十五号までの各議案及び承第一号並びに議第二号の発議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び

一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 平 田 英 勝

1 少子化対策について

2 指導力不足教師対策について

3 新農業体系について

二 フォーラム群馬 大 沢 幸 一

- 1 環境・森林政策について
 - 2 愛県債について
 - 3 若年性認知症対策について
 - 4 動物愛護（捨て犬・猫）対策について
 - 5 北関東自動車道仮称薮塚ICについて
- 三 自由民主党 五十嵐 清 隆
 - 1 ゴミのポイ捨てについて
 - 2 障害者駐車場の健全者の占有について
 - 3 愛犬家のマナーについて
 - 4 不良行為少年等について
 - 5 道徳教育について
- 四 自由民主党 真 下 誠 治
 - 1 二十一世紀のプランについて
 - 2 県の科学技術振興について
 - 3 市町村の自治会制度と区制度について
 - 4 有機農法の取り組みについて
 - 5 新地球温暖化対策推進計画について
- 五 自由民主党 小野里 光 敏
 - 1 豪雪対策について
 - 2 観光産業振興策について
 - 3 温泉資源の保護について

大沢幸一議員

続きまして、質問項目の第三項でございます若年性認知症対策について、保健・福祉・食品担当理事から御答弁をいただきたいと存じます。

まず、一点目は若年性認知症に対する認識の問題でございます。日本及び県内における若年性認知症の患者数及び介護の実態、さらには社会問題についてどのように認識されておられるか、簡潔にお示しをいただきたいと思います。

福島金夫保健・福祉・食品担当理事

若年性認知症についてでございますが、一般的には若年性認知症につきましては、十八歳から三十九歳までの若年期及び四十歳から六十四歳までの老年期、これを合わせて若年性認知症という言葉方をされているようであります。厚生労働省の方では少し分けて考えておるようでありますけれども、これからは若年性認知症につきましては、若年期、老年期も含めたものというふうにお答えをさせていただくつもりであります。

これは旧厚生省の研究班が平成八年に実施しました、この当時はまだ認知症という言い方をしておりません、痴呆という言い方をしておりますが、「若年痴呆の実態に関する研究」で数を示しております。実際には、全国としますと二万六千人ほどいるだろうというふうな推計になっております。これは調査でありますので、回収率がありますので、推計ということでありまして。本県の実態でありますけれども、若年期及び初老期を含めまして推計した結果として五百五名という報告が来ております。

次に介護の実態であります。介護の実態につきましては、御承知のとおり、四十歳から六十五歳までの方々につきましては二号保険者として位置付けられて、初老期の認知症として一号保険者同様の介護のサービスが受けられることになっております。ただ、介護保険の統計的なとり方によつて、この若年性認知症の方などのくらい利用しているかにつきましては、グループホームの利用者ぐらいいしわかりません。実際には、二号保険者として十七年十一月現在ですが、二十名が利用しているということであります。ただ、実数は把握できませんが、二号保険者としてはほかのサービス、訪問介護でありますとか通所介護、通所リハ等の利用がなされているというふうに考えております。

また、社会問題についての認識でありますけれども、実際には、家族の方さえ認知症というふうに気づかずに、また、本人も家族も困惑することが非常に多いというふうに思っております。

また、若くして認知症を発症しますと症状の進行が早いというふうに言われるとともに、また、長期にわたる介護が必要だということだとか、非常に行動範囲が広いとかいうことでありまして、家族の方の御苦労は非常に計り知れないものかなというふうに考えておりますし、そのように認識しております。

また、若年性認知症、これは認知症一般がそうなんです。診断が非常に難しい。また、治療についても、症状を若干遅らせる程度の投薬治療に限定されるということなども医療面の問題であるというふうな認識を持っております。

大沢幸一議員

いずれにいたしましても、その中で私が今一番問題意識を持っているのは、まさに介護保険の中身と、それから、一号被保険者と二号被保険者のありようをもう一度きちんと見直さなきゃいけないという思いでいっぱいでございます。

それは何か。一号被保険者は六十五歳以上でございますから、一般論で言わせていただければ、勤労者であればもう退職ですね。しかも、年金がきちんと一〇〇%もらえるんですよ。多いか少ないかは別にしても一〇〇%支給される。事業主も、実は後継者にバトンタッチをする時代ですから、仮に家族の中で配偶者がそういう場面になつても、一定程度の介護はできます。ところが、四十から六十四歳の二号被保険者がこの若年性の認知症を発症したら、実は仕事もやめなくちゃならない。しかし、やめるにやめられない。年金ももらえない。となりますと、まさに介護とともに家族は共倒れ、こういう状況が起きてくることは十分予測されるわけであります。

したがって、最も心配なのは、実はこういうふうな統計に出てくる、つまり介護保険の申請をすれば行政当局は数が把握できるわけですよ。ところが、潜在的に、今あつたように、何だかわからない、そのまま引きずる引きずってしまう。新聞やテレビで報道されているように、まさに長期間にわたつて葛藤されたその御家族の思い。事件としては、実は大変なことになるんだらう。達観をする時期が早ければ、全部飲み込んでしまいますから特段慌てなくても済む。

そういう意味合いで、次の質問に移らせていただきますけれども、少子・高齢化社会と核家族化の深化に伴つてさまざま課題

題が顕在化してくるものと容易に想定されますけれども、今後における若年性認知症特有の施設、制度等について、いかように整備されるのか、お示しをいただきたいと思えます。

福島金夫保健・福祉・食品担当理事

既に議員御承知のとおりかというふうに思います。介護保険制度につきましては、いわゆる身体介護が中心に構築をされておりますので、認知症介護については比較的というよりも、随分遅れた状態になっているのかなというふうに思います。今回の制度改革によりまして、一定の認知症ケアに関する推進は掲げておりますけれども、若年性認知症を意識したものというのではないのかなというふうに認識をしております。また、施設についても特に若年性認知症という形ではやってはならないのではないかなというふうに思います。我々の方も、その実態をよく把握し、さらに必要性があるものについてはしっかりした対応をとらなければならぬというふうに課題としては受け止めております。

本会議第五日（三月二日）

◎一般質問（第一号から第八十五号までの各議案及び承第一号並びに議第二号の発議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 小林 義 康

- 1 権限移譲・移管について
- 2 自動車リサイクルについて
- 3 林業の担い手対策について
- 4 食品表示の適正化について
- 5 治安維持、回復について

二 公 明 党 福 重 隆 浩

- 1 本県における子育て政策について
- 2 文化芸術振興基本条例について
- 3 障害者の雇用支援について
- 4 学校の安全対策について
- 5 県立病院におけるジェネリック薬品の普及について
- 6 県営住宅の入居条件緩和について
- 7 学校の教室の天井高さについて
- 8 県ホームページにおけるアクセシビリティについて

三 自由民主党 金子 浩 隆

- 1 市町村合併について
- 2 高校再編整備、沼高・沼女統合問題について
- 3 沼田・沼須地区の企業局住宅団地事業撤退後の処理について
- 4 県の環境問題への取り組みについて

四 県民の会 中 島 資 浩

- 1 行財政改革について

- 2 群馬県の個性を生かした県づくりについて
 - 3 『子どもを育てるなら群馬県』の更なる推進について
 - 4 障がい者福祉施策について
 - 5 若者就職支援事業について
 - 6 地元の諸問題について
 - 7 群馬県の将来像について
- 一 自由民主党 亀 山 豊 文
 - 1 知事の県政への取り組みについて
 - 2 市町村合併後の安心安全について
 - 3 県立図書館について
 - 4 北関東自動車道について

福重隆浩議員

続きまして、県営住宅の入居条件の緩和に関しまして、県土整備担当理事に質問をいたします。

本県の経済において、明るい兆しが見え始めたとはいえ、未だ長期にわたる不況に苦しんでいる県民が多いのも紛れもない事実でございます。そうした中、少しでも良質で安価な公営住宅に入居したいと望まれる県民の要望は多く、新しく、また交通の利便性の高い県営住宅では五、六年待ちという状況も実態を伺っております。国においては、昨年十一月に公営住宅法の一部改正があり、入居条件の緩和が示されました。これにより、精神及び知的障害者の方やDV被害者の方の単身入居が可能となり、あわせて子育て世帯の所得制限についても、地方裁量により引上げが可

能となったわけでございますが、本県として住宅困窮者の優先入居や子育て世代に対する施策など、いかに取り組まれるのか、県土整備担当理事にお伺いいたします。

川西 寛 県土整備担当理事

公営住宅は、住宅の困窮される低所得者の居住におけるセーフティーネットの機能を担っているわけでございます。これまでも母子家庭でございませうとか高齢者、身体障害者、この方たちは単身者も含めますけれども、こういった方々の優先入居に努めてきたところでございます。議員御指摘のとおり、近年、ドメスティック・バイオレンスの被害者等が民間の賃貸住宅を敬遠されがちであるとか、また、子育て支援の強化、こういったこともございまして、改正の公営住宅法が本年の二月一日から施行されました。

内容は、先ほど御質問の中であつたとおりでございます。その中で、特に所得制限の緩和は、小学校就学前の子どもさんがいる家庭の場合ですが、従来が入居収入基準月額二十万円以下ということでございますけれども、これが月額二十六万八千円以下に緩和をされたということでございます。これまで公営住宅に入居できなかった方の世帯が一部入居が可能になっております。このため、県におきましても、この法律改正の趣旨に則り、施行されました二月一日から適用しているところでございます。

今後とも、社会的弱者の多様化、少子・高齢化の進展を踏まえまして、真に住宅に困っておられる低所得者の方々に対して、より公平・的確に県営住宅を提供できますよう募集方法などを総合的に検討を加えまして、県民にとって最適な制度になるようにし

てまいりたいと考えております。

福重隆浩議員

今、少子化対策にもつながると思うんですけども、二十万から二十六万八千円に月額の入居収入基準がアップになったと。これは年収ベースで言うと、多分百万円ぐらいは違ってくるのではないかなというふうに思うわけでございますけれども、そういう意味ではひとつ朗報だと思うんですが、現在の県営住宅については、今も理事から募集方法の総合的な検討とあったわけでございますけれども、申し込み順になっておりますので、先ほど言いました、新しく交通の利便性がよい住宅については数年待ちという状態ですので、仮に所得制限が緩和されたとしても、入居をできずに子どもが大きくなって、恩恵が受けられないということも十分に想定をされるわけでございます。

その意味において、ぜひ県として子育て世代用に、一定の広さがあり、幼稚園や保育園、病院といった施設が近くにあるような団地を優先的に入居させるようなことの枠をキープしていただければという要望を切望したいんですが、ちょっと要望というより、このことに関してお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

川西 寛県土整備担当理事

先ほど申し上げましたように、子育て世帯を住宅の面から支援する必要もあるだろうというふうに考えております。今後、実は県営住宅の中でも便利などころというのは大変希望が多いわけでご

ざいますけれども、子育て世帯に便利な団地、こういったところで空きが出ました場合に、住戸を一定程度確保いたしまして、優先的に入居が可能な募集方法についても今後検討していきたいというふうに考えております。

福重隆浩議員

ありがとうございます。今、その優先的に考えていくというようなお話があったわけでございますが、ぜひそういったことの視点も大事な子育て支援につながると思っています。

先ほど知事も全庁的な部分で対応するんだというようなことがございましたけれども、こういった子育て政策というものにおいて住まいの心配が要らなくなる、大きなところで子どもを育てられるというのはやっぱり大事な視点ですし、そういった部分で公営住宅というのはそれができる部分があると思います。ある意味で、フランスの少子化対策がプラスの方向に向いたというように検証もされているようにございますので、ぜひその点を今後検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中島資浩議員

まず、第一に、群馬交響楽団についてであります。

群響は今月創立六十周年を迎えました。大都市を除いて、プロのオーケストラが存在する地方都市は全国にも極めて珍しく、まさしく群響は群馬県が誇る県民共有の財産であり、末永く存続しなければならぬと考えております。

そこで、本県として群響に対する基本姿勢についてまずお伺い

いたします。

小寺弘之知事

群響は、戦争に敗れた昭和二十年、焼け跡の中から高崎市民有志が立ち上がって、これからの日本は文化で復興しようと、戦力で、軍隊で、軍事力でやるのではなくて文化の力で復興しようという尊い理念のもとに発足したわけであります。ただ、いろいろいきさつがあつて、いいときもあれば悪いときもある。むしろ悪いときの方が多いと。「ここに泉あり」というような映画ができて、そのときはみんな拍手を送るんだけど、そこからはまただめになるといふようなものの繰り返しでございました。そして、昭和五十年代に入つていよいよ経営が行き詰まってきたという事と、このこと——あれはもともと一財団法人ですので、要するに民間団体であつたわけです。県も、あるいは国の方からそういう公的助成はありましたけれども、一応独立した民間法人でありました。しかし、その五十年代に入つて、ぜひこれは全県的にバックアップをしてくれないかというお話がありました。

県としてもいろいろ考えました。これをやったからといってずっと運営が楽なわけではない。プロのオーケストラを抱えるということは本当に大変なことでございまして、そう簡単に行くものではない。外国の有名なオーケストラにしても、六割、七割はやはり公的支援でやっているわけで、オーケストラは一種のみんなの共通の財産として西洋などでは考えられているわけですから、日本の場合には必ずしも文化というものがそういうものではない。例えば、歌舞伎にしても何にしても、そういったもので育つ

ているわけではないわけでありまして、やっぱりそれを基本的に支える、財政的バックアップが必要なわけでありまして。したがって、県でなんとかしてくれないかと言われたときも、正直言つて深刻に考えました。しかし、これは価値があると、やはり、群馬県が、終戦直後にそういうことを群馬県民が考えて、そしてここまでやってきた。子どもたちにも移動音楽教室ということで、群馬県の子どもたちは必ずそういうクラシック音楽をフルオーケストラで聞いている。これはやはり得がたいものがあるということ、これは公的支援の対象になるべきではないかということ、県知事が理事長を引き受けるという形で現体制が組まれたということ、でございます。その後、文化庁の方も支援をしてくれたり、意欲的な民間団体から御寄附をいただいたりしておりますけれども、財政的には苦しいということは否めない事実でございます。

中島資浩議員

これまでの経緯も含めてお考えを聞かせていただきました。本当に御理解があつてありがたいというふうに率直に思います。私も実は、移動音楽教室がきっかけになつて、高校の頃からクラシック音楽が非常に好きになりました、それ以来時間を見つけては演奏会等に行つていくわけでありまして、今振り返りますと、高校の頃は何となく寂しいような会場だったように感じますが、今は非常に雰囲気がいい。活気もあります。レベルも上がつていくように思いますし、そういった意味では、今非常にいい状況にあるのではないかなというふうに考えています。ただ、そういった中で、群響の定期演奏会会場となっております群馬音楽センター

は、築四十四年が経過をし、第二の楽器と言われておりますホールとしては、音響面においてもオーケストラの演奏には大変厳しい状況になっております。創立六十周年を機に、また本県が誇る群響のさらなる飛躍、発展のためにもフランチャイズホールの建設が待望されていますが、御所見をお伺いいたします。

小寺弘之知事

気持ちには全く同じでございまして、特に最近できました東京都にあるようなサントリーホールとか、いろんな音楽専用会場があります。行ってみると、確かにいい音です。我々が歌を歌っても、風呂場で歌うといい声に聞こえたり、カラオケのいいのだと自分より上手な音に聞こえるのと同じで、それとちよつと違いますけれども、やはり会場というのは非常に大事だというのはわかりません。あの高崎の音楽センターも、できたときは非常によかったわけですが、今音響効果が悪いというのはいくつか言われております。やっぱりいいのが欲しいなというのは皆さんからもよく聞きますし、私もそのように思います。

ただ、そういう方向で近い将来やってみたいなという気持ちは十分あるんですが、最初に市民オーケストラとして発足した、生まれてきた経緯というものを大切にされた方がいいと思うんですね。これは行政主導でも官主導でもなんでもなくて、市民の間からたくましく盛り上がってきたことでありまして、その精神、スピリットというものを忘れてはいけません。仮に公的でもってそういう建物を建てるにしても、根底にそういう精神がなくて、ただ単に税金を投入してつくったというのではいけないなと思

ます。音楽センターに行くたびに「高崎市民之を建つ」という碑が建っております。あれは、当時市民がまず募金をしたということとです。それが約三千五百万円集まりました。本場に市民の十円、百円というところから始めて三千五百万円集まった。それに企業が参加をしてきて、一億円の寄附になった。それではということから、一般市民の寄附から始まって、企業の寄附が始まって、そのときの市長が偉かったと僕は思うんですけども、それを三倍にして予算化した。そのときの市の予算を調べてみますと、何と八億円ですね。八億円のうち三億五千万円をこれにかけているというこの決断と勇氣、見識、こういうものが高崎市にはあつということであります。お金の問題だけじゃなくて、要するにそういう文化を育てていくんだという気概があつたからこういうことができたんだと思いますので、今後の群響の興行の拠点をつくるにしても、根底にそういう精神があればできるのではないかと、私はこのように思っています。私も前向きに考えてはおります。

◎議案の委員会付託

第一号議案から第八十五号議案及び承第一号並びに議案第二号の発議案は、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託した。

◎休会の議決

三月三日及び六日は、委員会調査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第六日（三月七日）

◎第五十八号から第六十七号、第六十九号から第八十五号までの各議案及び承第一号を議題とした委員長報告

長谷川嘉一保健福祉常任委員長、久保田順一郎環境農林常任委員長、須藤昭男産業経済常任委員長、岩井 均県土整備常任委員長、金子浩隆文教警察常任委員長、小野里光敏総務常任委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○久保田順一郎環境農林常任委員長（概要）

最初に、環境・森林局関係では、地球温暖化対策に関連して、企業に対する「ぐんまスタンダード認定制度」の概要や家庭に対する「県民エコD.O.」の実績及び結果について質疑がなされ、目標を立ててしっかりと取り組むよう要望されました。

続いて、第七十二号議案のうちクレー射撃場の指定管理者の指定に関して、選定委員会の公平性の担保について確認がされた後、指定管理者制度導入による経費削減効果について質疑がなされ、さらに、有害鳥獣対策を推進する上で施設の運営を受託してきた群馬県猟友会との円滑な連携が今後とも図られるよう、当局における真摯な対応が求められました。

また、この議案について、十二月定例会でなく、今定例会に上程となった経緯や来年度予算案に計上されている有害鳥獣対策予

算の増額との関連等が質疑されるとともに、現在の従業員の雇用についても配慮がなされるよう要望されました。

指定管理者の指定については、農業局関係でも活発な議論が行われました。

まず、指定管理者の選定に当たっては、公平性・透明性がいかん担保されるかが重要であり、今後も数年のスパンで選定が行われていくことから、今回の反省事項を踏まえ、全庁的な対応によってこの制度をより良いものにしていくよう要望されました。

質疑の後、指定管理者指定に係る第七十二号議案及び第五十八号議案の債務負担行為に係る修正案が委員から提出されました。

その趣旨は、群馬県馬事公苑の指定管理者候補である財団法人群馬県馬事公苑が、包括外部監査によって指摘された事項をはじめ経営体質の改善に不徹底な点が認められることから、今後の改革を期すために指定期間を五年から三年に短縮するというものであります。

討論においては、指定管理者制度導入そのものに反対の立場から、この修正案では本質的な解決にならないとの反対意見が表明されました。

採決の結果、第七十二号議案と第五十八号議案はお手元に配付の修正案を可決し、その他の部分については原案どおり可決することを多数で決定いたしました。

○金子浩隆文教警察常任委員長（概要）

初めに、教育委員会関係であります。まず合成麻薬の県内学校での実態や、万引き、喫煙等、各種少年非行の実態について質

疑が行われました。

次に、「土曜スクール」の関係では、生徒の参加状況等、現状について質されたほか、指導に当たる教師の確保について説明が求められました。

次に、市町村教育委員会がきちんと機能しているのかとの指摘がされるとともに、教育委員会の自主性の発揮が要望されました。続いて、警察本部関係であります。まず高速道路の逆走事故等、高齢者の交通事故の実態と防止対策について質疑が行われました。

次に、犯罪多発社会の構造的な問題に対する当局の認識が質されるとともに、安全・安心な社会の構築が要望されました。

続いて、本県の特徴的な犯罪傾向や重点を指向した犯罪抑止対策の推進状況について質疑が行われたほか、少年犯罪の再犯率が高いことに対する認識とその対策について質されました。

次に、子どもたちの登下校時の安全対策では、未遂等を含めた本県の事件発生状況について説明が求められたほか、地域の住民パトロールの効果などについての分析が要望されました。

続いて、自動販売機荒らし事犯について発生と検挙の状況等が質されたほか、若年警察官の中途退職の実態とその防止対策について質疑が行われました。

次に、廃棄物処理法違反について、昨年1年間の検挙数や検挙数の推移、主な検挙事例、違反内容の傾向、暴力団の組織的な関与等、詳細な議論が行われるとともに、知事部局との連携や初期対応について要望されました。

◎ 討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

◎ 採決

第五十八号及び第七十二号の各議案は委員長報告のとおり修正可決

その他の各議案は、委員長報告のとおり可決及び承認

◎ 第六十八号議案及び議第二号の発議案を議題とした委員長報告

○ 亀山豊文議会議会運営副委員長

本委員会に付託された案件は、県議会議員の選挙区の特例及び議員定数等に関する条例の扱いについて、知事及び議員の双方から提出された議案二件であります。

それでは、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、経過であります。二つの議案が同一の事案であることから、一括して議題とし、それぞれ提案の趣旨や考え方、さらに、その相違点などを中心として幅広く議論を尽くし、審査いたしました。

質疑では、全般的なこととして、付託議案に対する知事の基本認識を問う発言がありました。要約すると、議員の提出議案については、議会内にもいろいろな意見がある中で、議員が真剣に議論し、十分に協議を重ね、さらには地元住民とも率直な意見交換をした上で取りまとめられたものであることが述べられる中で、知事はこのことを正しく理解していないのではないかとの意見が

出され、論議されました。

また、本件は他に例を見ない中で、知事があえて議案を提出された真意、本当の狙いは何なのかといった意見がありました。

次に、個別の問題として、選挙区の特例に関することについては、ひとつは、その対象とする期間がいわば一年余の残任期間に関することであること、もうひとつは、知事の言う速やかに新選挙区に移行する特例廃止だけが民意ではなく、特例一による期間短縮も民意であれば、特例二による特例継続も民意であり、このことは法律で定めるところの選択肢の問題であり、多様な民意の実態からして一様でないことの見解表明がありました。

また、具体的事例として、知事案では、特例を直ちに廃止するため議員の配当がえが生じることになるが、そのことは、配当がえになる議員とその議員を選んだ住民の意向に矛盾を生じないのか。これは、該当する選挙区において補欠選挙が現実のものとなった場合に当然に起こり得る問題であるが、知事はこうした矛盾をどのように認識しているのか、市町村の一体感が大事であるとする知事案との比較において、その見解が求められました。

個別の二つ目は、次の一般選挙における議員の定数についてであります。二つの議案の定数は四十五人と五十人で、数に相違はあるものの、共通の問題として何ゆえ定数を削減するのか、また、定数を算出した根拠は何か、それぞれに意見が求められ、論議されました。

定数に関連する一票の較差問題については、議員案の一・九六と知事案の二・五三について、それぞれの数値の意義、両者の数値の開きに対する認識、さらには司法判断の状況など、一の価値

の公平・平等の観点から幅広く議論が交わされました。

このほかにも、県議会の中での市町村合併問題調査研究会での検討経過や県民への説明責任の問題など、各般にわたり活発な議論が展開されました。

以上の質疑を行った後、討論を省略して採決いたしました。その結果、まず、知事提出の第六十八号議案については賛成者なしにより否決と決定し、続いて、議第二号議案については賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 反対討論

自由民主党 南波和憲 第六十八号議案反対討論、議第二号議案賛成討論

フォーラム群馬 長崎博幸 第六十八号議案反対討論、議第二号議案賛成討論

◎採決

第六十八号議案 否決

議第二号議案 可決

◎休会の議決

三月八日から十日及び十三日から十七日の八日間は、委員会調査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第七日（三月二十日）

◎第一号から第五十七号の各議案及び各請願を議題とした委員長報告

長谷川嘉一保健福祉常任委員長、久保田順一郎環境農林常任委員長、須藤昭男産業経済常任委員長、岩井 均県土整備常任委員長、金子浩隆文教警察常任委員長、小野里光敏総務常任委員長、青木秋夫予算特別委員長、岩井賢太郎地域活性化対策特別委員長、関根圀男教育環境づくり特別委員長、腰塚 誠安全・安心なくらし特別委員長、角田 登環境共生社会特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○岩井 均県土整備常任委員長（概要）

初めに、県営住宅に関連して、子育て支援の観点から、子育て世帯への入居条件の緩和策や、DV被害者・障害者等、住宅弱者への入居後のサポート体制の推進について質疑されました。

また、県営住宅の共益費等の取り扱いや管理体制をはじめ、入居者の退去時における修繕費負担の実態について質疑されました。

次に、「ぐんま建設産業再生支援プラン（案）」に関連して、県内の建設業者数や最近十年間の倒産件数、負債総額の推移について質されたほか、建設業者に対する相談体制の整備や出張相談の必要性について質疑されました。

また、建設業者の技術力を総合的に評価する総合評価落札方式や入札制度検討状況について質されるとともに、建設業者への具体的な支援策や、このプランの策定期間について質疑が交わされました。

さらに、駒寄パーキングエリア・スマート・インターチェンジの整備に関連して、今後の取り組みや県の対応について質されるとともに、ETC専用の整備促進について要望がありました。

続いて、耐震強度偽装問題に関連して、県の建築確認行政への信頼回復のための取り組みをはじめ、建築確認の処理期間や業務を担当する職員数について質疑されました。あわせて、建築基準法の改正以前の建築物の耐震調査の状況や、県の耐震改修促進計画の策定期間について論議が交わされました。

○小野里光敏総務常任委員長（概要）

初めに、「ぐんま国際アカデミー」に対する県補助金間については、委員から、両当事者から直接事情を聞き、また、議員からの幅広い意見も参考としたいとして、全員協議会の開催を求める提案がなされ、委員会として議長に開催を要請いたしました。そして本件については、全員協議会開催後に改めて委員会を開き、集中的に審査することといたしました。

続いて、県議会本会議のテレビ中継について、議会はインターネット中継による予算を要求したにもかかわらず、テレビ生中継予算が計上されたことから、予算執行における議会の裁量権等を巡り議論が交わされました。

また、第二十一号議案において、特別職の給料を減額する条例

案が提案されていることについて、審議会に諮問する必要性が議論されるとともに、理事等が知事に進言すべきであったという意見が述べられました。

さらに、広報の公正さを巡り議論が交わされていることに関連して、県の事業は税金を使って行われていることを真剣に考える必要があること、また県職員は全体の奉仕者として、「県民のため」という意識を持って職務に取り組むことが重要であるという指摘がなされました。

続いて、県職員の定員配置の考え方について当局の見解が求められるとともに、議会事務局の体制強化や、市町村への収税支援体制の確保を求める要望がなされました。

○角田 登環境共生社会特別委員長（概要）

初めに、昨年十二月の文教警察常任委員会において、「義務教育課程における環境教育の推進についての請願」が趣旨採択されたことから、環境教育の推進について早急に具体的な事業に取り組むよう要望されました。

また、環境教育における環境担当課と教育担当課の連携の状況について質されるとともに、環境アドバイザーの役割と活用について質疑が行われました。

さらに、小学校単位での太陽光発電システムの設置や、分別リサイクル回収ボックス設置による子どもたちに対する環境への意識啓発効果について意見が交わされました。

続いて、建設副産物のリサイクルでは、コンクリートや建設発生木材の県内再処理施設の状況や再生材と新材の単価差など、廃

材再生の実態について質疑が行われました。

次に、県産材の利用促進のために、県産材の利用目標値を定めてはどうかとの意見が述べられたほか、林道・作業道の整備のあり方について質疑が行われました。

続いて、間伐材の年間発生量と利用の実態について質疑されるとともに、ペレットストーブ導入に対する助成を含めた間伐材の利用促進について当局の見解が求められました。

このほか、下水道接続向上のための助成制度の周知、県庁のリサイクル率とゼロエミッションの推進、今年四月以降におけるPSEマークのない中古家電製品の対策などについて質疑されました。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 一部反対の討論
自由民主党 南波和憲 賛成討論
フォーラム群馬 長崎博幸 賛成討論

◎採決

第一号議案は原案のとおり可決

◎議案提出書（職員朗読）

◎発議案の付議

議第六号議案 第一号議案平成十八年度群馬県一般会計予算に係る附帯決議

追加議案の送付書を職員が朗読

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決
本発議案は原案のとおり可決

◎追加議案の上程
第八十六号議案 出納長の選任について

◎採決

第二号議案から第五十七号議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、出納長の選任についてであります。これは、後藤 新氏の任期が三月三十一日をもって満了となりますので、その後任者として引き続き後藤 新氏を再任しようとするものであります。

◎発議案の付議

議第三号議案 「医療制度改革」にあたって難病患者・長期慢性疾患患者・障害者等の十分な医療環境を整えることを要望する意見書

◎委員会付託を省略し、採決

第八十六議案は原案に同意しないことに決定

議第四号議案 高金利引き下げに関する意見書

議第五号議案 道路特定財源制度の堅持に関する意見書

一 議案審査の状況

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決

知事提出議案八十七件（うち可決八十三、修正可決二件、

各発議案は原案のとおり可決

否決二件）

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

二 請願の審査状況

議員提出議案六件（うち可決六件）
請願三十二件（うち採択八件、一部採択四件、審査未了三

◎諸般の報告

件、継続審査十七件）